

第10編の2

在留資格の取消し等

第10編の2 在留資格の取消し等

第1章 在留資格の取消し	1
第1節 総則	1
第1 制度の趣旨	1
第2 取消しの対象	2
第3 取消事由（入管法第22条の4第1項）	3
第4 各用語の意義等	9
第5 取消事由該当性の判断に係る留意事項	16
第6 権限委任・専決	21
第7 管轄等	21
第2節 取消手続の開始	22
第1 在留資格取消台帳への登載	22
第2 取消し記録の作成等	23
第3 事実の調査	24
第3節 意見聴取	24
第1 意見聴取前の手続	25
第2 意見聴取	34
第4節 処分等	41
第1 取消しの可否の決定	41
第2 措置	42
第3 条件の変更等	50
第4 出国の確認	52
第5 在留資格取消手続の終止	52
第6 取消し記録の取扱い等	53
第4節の2 送達	54
第1 送達する書類	54
第2 送達の方法と手続	54
第3 意見聴取通知書の送達	63
第4 在留資格取消通知書の送達	63
第5節 特則・その他	65
第1 退去強制手続中の者に対する取消しの特則	65

第2	刑事手続中の者に対する取消しの特則	67
第3	本庁報告	68
第4	その他	68
第2章	その他の取消し	72
第1節	再入国の許可の取消し	72
第1	対象	72
第2	取消手続	72
第2節	数次入国査証の取消し	73
第1	在留資格の変更等に伴う取消し	73
第2	不許可処分に伴う取消し	73
第3	取消手続	74
第3節	その他	74
第1	特例上陸許可の取消し	74
第2	在留資格認定証明書の取消し	74
第3	資格外活動許可の取消し	74
第3章	様式	75

第1章 在留資格の取消し

第1節 総則

第1 制度の趣旨

- 1 本邦に在留する外国人で、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けている者、正当な理由がなく現に有する在留資格に該当する活動を行うことなく一定期間が経過している者及び住居地の届出を行うことなく一定期間が経過している者等については、公正な出入国の管理を実現する観点から、入管法第22条の4に基づき、当該者が有する在留期間が満了する前に現に有する在留資格を取り消すことができることとしている。
- 2 在留資格取消処分は、当該者の在留の法律上の根拠を失わせるものであることから、在留資格の取消しに当たっては、相手方に主張、立証の機会を与えるため、取消しの対象となる外国人から意見を聴取することとされている。
- 3 在留資格を取り消す場合、入管法第22条の4第1項第1号又は第2号に該当するとしたときは、入管法第24条第2号の2の退去強制事由に該当する。また、入管法第22条の4第1項第5号に該当し、かつ、同条第7項ただし書に該当するときは、入管法第24条第2号の3の退去強制事由に該当する。これら以外の取消事由に該当するとしたときは、出国のために必要な期間が指定されることとなる。他方、在留資格の取消事由に該当すると認められた場合であっても、在留状況、家族状況その他当該外国人を取り巻く状況に鑑み、在留資格を取り消さないことが相当と認められるときは、引き続き在留を認めることとなる。

なお、現に有する在留資格に該当する活動を行わないこと、現に有する在留資格に該当する活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い若しくは行おうとしていること又は住居地の届出を行わないことに正当な理由があるときは、在留資格を取り消すことはできない。
- 4 入管法第22条の4第1項第7号に掲げる事実が判明したことにより在留資格の取消しをしようとする場合には、在留資格の変更の申請又は永住許可の申請の機会を与えるよう配慮しなければならない。これ以外の場合においても、在留資格の変更の申請等の機会を与えることが適切と判断できるときは、これらの申請等の機会を与えるよう配慮する。
- 5 なお、本制度の創設に伴い、上陸許可の証印等、在留資格変更許可、在留期間更新許可、永住許可、在留資格取得許可及び在留特別許可については、行政法の一般法理による取

消しを行ってはならない。

第2 取消しの対象

1 入管法第22条の4第1項の規定により取り消すことができるのは、入管法別表第1又は別表第2の上欄の在留資格である。ただし、同項第5号又は第6号については、入管法別表第1の上欄の在留資格のみ、同項第7号については、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等（いずれも配偶者の身分を有する者（日本人の特別養子、日本人の子として出生した者の身分を有する者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者の身分を有する者を除く。）に限る。）の在留資格のみ、同項第8号から第10号までについては、中長期在留者のみを在留資格取消しの対象としている。

また、入管法第22条の4第1項の規定による取消しの対象となるのは、本邦に在留資格をもって在留する外国人が現に有する在留資格であり、取消しの原因となるのは上陸許可等の許可に係る事情（同項第1号から第4号まで）及び許可後の特定の事情（同項第5号から第10号まで）である。

（注）① 在留資格の決定を伴わない、仮上陸許可、特例上陸の許可、仮滞在許可及び特別永住許可については、本条の規定による取消しの対象とはならない。

② 在留資格をもって在留する者が既に退去強制手続中である場合においても、その在留資格は取消しの対象となるが、この場合は、手続の性質上、退去強制手続が優先される（後記第5節第1参照）。

③ 偽変造旅券又は他人名義旅券を行使の上、上陸許可を受けたことが判明した場合は、旅券自体が無効なものであるため、当該許可は当然に無効であり、本条の規定による在留資格の取消しを行うことなく、不法入国者として取り扱う。

④ 在留資格の取消しが行われた場合、当該在留資格を有することを前提として許可された再入国許可や資格外活動許可は当然に失効する（在留資格取消処分時の措置については、後記第4節第2の2（2）イ参照）。

⑤ 中長期在留者の在留資格の取消しが行われた場合、入管法第19条の14第1号に該当し、当該外国人が所持する在留カードは失効する。したがって、当該外国人には在留カードの返納義務が生ずる（在留カード返納時の取扱いは第9編の2第3章第5節第2参照）。

2 入管法第22条の4第1項第1号に該当するものについては、偽りその他不正の手段により上陸許可を受けた後、在留資格変更許可又は在留期間更新許可等を受けている場合であっても、現に有する在留資格が取消しの対象となる。

3 入管法第22条の4第1項第2号及び第3号に該当するものについては、取消しの原因

となる事情が直近の許可に係るものである場合に限定されており、過去にこれらの事実のあったことが判明した場合であっても、直近の許可に係る申請において同項第2号及び第3号に該当する事実がない場合は、在留資格の取消しの対象とはならない（同項第2号括弧書）。

- 4 入管法第22条の4第1項第4号に該当するものについては、取消しの原因となる事情が直近の許可に係るものである場合に限定されており、過去にこれらの事実があったことが判明した場合であっても、直近の許可に係る場面において同号に該当する事実がない場合は、在留資格の取消しの対象とはならない（同号括弧書）。
- 5 在留資格の取消しの効果は取消しの時点において在留資格を消滅させるものであり、既往に遡らない。なお、再入国許可、資格外活動許可のように在留資格の存在を前提とする許可は在留資格の取消しに伴い、その効力を失う。

第3 取消事由（入管法第22条の4第1項）

1 第1号

偽りその他不正の手段により、当該外国人が第5条第1項各号のいずれにも該当しないものとして、前章第1節又は第2節の規定による上陸許可の証印（第9条第4項の規定による記録を含む。次号において同じ。）又は許可を受けたこと。

上陸拒否事由に該当する外国人が、偽りその他不正の手段（後記第4の1参照）により、入管法第5条第1項各号のいずれにも該当しないものとして、上陸許可の証印又は許可（入管法第9条第1項（同条第4項の記録を含む。）、第10条第8項若しくは第11条第4項に規定する上陸許可の証印又は第12条第1項に規定する許可をいう。以下本節において同じ。）を受けた場合が本号に該当する。

例えば、我が国から退去強制され上陸拒否期間中にある者が氏名を変更するなどして、旅券を取得の上、過去の退去強制歴を秘匿し、通常は上陸拒否事由該当者に発給されることのない査証（Sクリアランス査証を除く。）の発給を受け、上陸申請に際し、当該査証を提示して上陸拒否事由該当者でないと偽って上陸許可を受けた場合（入管法第24条第1号に該当する場合を除く。）や、覚醒剤等の薬物を不法に所持している者が、それを所持していないと偽って上陸許可を受けた後に税関で発見された場合などがこれに当たる。

また、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受けて出国中に上陸拒否事由に該当することとなった者が、当該事実を隠蔽し、上陸拒否事由該当者でないとして再入国

許可による上陸許可の証印（自動化ゲートを利用した場合を含む。）又は許可を受けた場合も、本号に該当する。

2 第2号

前号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等（前章第1節若しくは第2節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又はこの節の規定による許可をいい、これらが2以上ある場合には直近のものをいうものとする。以下この項において同じ。）を受けたこと。

第1号に該当するもののほか、偽りその他不正の手段（後記第4の1参照）により、在留資格該当性があり、上陸許可基準等の許可要件に適合しているとして、上陸許可の証印等（上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又は在留資格変更許可、在留期間更新許可、永住許可若しくは在留資格取得許可をいう。以下本節において同じ。）を受けた場合（具体的には、偽りその他不正の手段により、本邦で行おうとする活動を偽り、上陸許可の証印等を受けた場合又は本邦で行おうとする活動以外の事実を偽り、上陸許可の証印等を受けた場合（注））が本号に該当する。

例えば、我が国で単純労働を行おうとする者が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当するものであると申告して上陸許可を受けた場合や日本人との婚姻を偽装して「日本人の配偶者等」の在留資格の変更許可を受けた場合のほか、自己の芸能人としての経歴を偽り基準に適合するかのように装って「興行」の在留資格による上陸許可を受けた場合や学歴や職歴を偽り基準に適合するかのように装って在留資格の変更許可を受けた場合などもこれに当たる。

なお、偽変造文書や虚偽の記載のある文書等を提出するなどして在留資格認定証明書の交付を受け、あるいは査証の発給を受け、上陸申請に際し、当該認定証明書を提出及び査証を提示することにより、上陸のための条件に適合しているかのように装って上陸許可を受けた場合も第2号に該当する。

（注）出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年法律第88号。以下「平成28年入管法改正法」という。）により、偽りその他不正の手段により、本邦で行おうとする活動を偽り、上陸許可の証印等を受けた場合（改正前入管法第22条の4第1項第2号）と本邦で行おうとする活動以外の事実を偽り、上陸許可の証印等を受けた場合（改正前入管法第22条の4第1項第3号）が入管法第22条の4第1項第2号に統合されたが、平成28年入管法改正法附則第2条の規定により、こ

の法律の施行の日（平成29年1月1日）前に受けた上陸許可の証印等について改正前の入管法第22条の4第1項第3号に掲げる事実が判明した場合における在留資格の取消しについては、改正前の入管法が適用され、また、平成28年入管法改正法附則第3条の規定により、この法律の施行の日前に改正前の入管法第22条の4第1項第3号の規定により在留資格を取り消された者及びこの法律の施行の日後に改正前の入管法第22条の4第1項第3号が適用された者に対する退去強制についても、改正前の入管法が適用されることとされている。

3 第3号

前2号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により交付を受けた在留資格認定証明書及び不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により旅券に受けた査証を含む。）又は図画の提出又は提示により、上陸許可の証印等を受けたこと。

第1号及び第2号に該当する場合以外（申請人による偽りその他不正の手段の行使がないもの）であって、不実の記載のある文書又は図画（後記第4の3参照。以下3において同じ。）の提出又は提示により上陸許可の証印等を受けた場合及び不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により在留資格認定証明書の交付又は査証の発給を受け、これに基づいて上陸許可の証印等を受けた場合が本号に該当する。

例えば、受入れ機関が虚偽の書類を提出して、在留資格認定証明書の交付を受け、申請人がそのことを知らずに上陸許可を受けた場合や、日本の雇用主、受入れ機関等が虚偽の内容の文書を作成し、申請人がそのことを知らずに当該文書を提出して上陸許可の証印等を受けた場合などがこれに当たる。

（注）第1号及び第2号の取消事由に該当するためには、「偽りその他不正の手段」によることの認識を要するが、第3号においては「不実の記載のある文書」であることの認識は要しない（後記第4の1及び3参照）。

なお、虚偽の内容の申立てが行われても、文書として提出又は提示されなければ本号による取消しの原因とはならない。偽変造の旅券も文理上は当該文書に含まれ得るが、当該旅券に受けた上陸許可の証印等はそもそも無効なものと考えられるので、本規定による取消しの対象とはならず、不法入国者として取り扱う。

4 第4号

偽りその他不正の手段により、第50条第1項又は第61条の2の5第1項の規定による許可を受けたこと（当該許可の後、これらの規定による許可又は上陸許可の証印等を受けた場合を除く。）。

偽りその他不正の手段（後記第4の1参照）により、在留特別許可又は仮滞在許可に係る在留資格取得許可を受けた場合が本号に該当する。

例えば、日本人との婚姻を偽装するため虚偽の書類を提出する等、偽りその他不正の手段により在留特別許可を受けた場合がこれに当たる。

なお、取消しの対象となるのは、現に有する在留資格であるため、在留特別許可等で受けた在留資格・在留期間をもって在留している場合に限定され、その後在留資格変更許可等を受けて在留している場合は本号の取消しの対象とならない。

5 第5号

別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること（正当な理由がある場合を除く。）。

第5号は、平成28年入管法改正法により追加されたものである。改正前においては、3か月（高度専門職の在留資格（別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する者にあつては6か月）以上にわたり在留資格に応じた活動を行っていないと認められる場合（第6号に該当する場合）にのみ在留資格の取消しが可能であったが、実際には、例えば、実習先から失踪した技能実習生が全く別の事業場で就労しているのを発見した場合でも、失踪から3か月を経過していないため在留資格を取り消すことができず、3か月を経過する前に再び失踪されてしまうなど、取消しが可能となる前に本人が所在不明となることも少なくない。そこで、正当な理由がないのに、単に所定の活動を行っていない場合にとどまらず、「他の活動を行い又は行おうとして在留している場合」には、本邦において行おうとする活動が既に当初の申告内容から変質し、在留資格が形骸化しており、在留資格制度の適正な管理の観点からも、もはや当該在留資格を与え続けておくことは適当でないといえることから、3か月の経過を待たずに在留資格を取り消すことが可能とされたものである。

第1号から第4号までとは異なり、申請及びそれに基づく許可に問題はなかったが、入

管法別表第1の上欄に掲げる在留資格を許可された後、正当な理由がなく、本来行うべき活動を行わず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合が本号に該当する。

例えば、技能実習生が、正当な理由がないのに、実習先を無断で去り、遠隔地で就労しながら生活を始めたような場合には「他の活動を行い・・・在留している」場合に該当し、また、技能実習生が、正当な理由がないのに、他の活動を行うため、その職の当てがある土地に転居した場合には「他の活動を・・・行おうとして在留している」場合に該当する。

6 第6号

別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を継続して3月（高度専門職の在留資格（別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する者にあつては6月）以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。

第5号と同様に、申請及びそれに基づく許可に問題はなかったが、入管法別表第1の上欄に掲げる在留資格を許可された後、本来行うべき活動を行わず、正当な理由がなく、継続して3月（高度専門職の在留資格（別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する者にあつては6月）以上現に有する在留資格に応じた活動を行うことなく在留している場合が本号に該当する。

なお、本号は、現に有する在留資格に係る活動を一定期間行っておらず、かつ、今後も行う見込みがない者の在留資格を取り消すものである（第7号について同じ。）。

7 第7号

日本人の配偶者等の在留資格（日本人の配偶者の身分を有する者（兼ねて日本人の特別養子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子をいう。以下同じ。）又は日本人の子として出生した者の身分を有する者を除く。）に係るものに限る。）をもって在留する者又は永住者の配偶者等の在留資格（永住者等の配偶者の身分を有する者（兼ねて永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者の身分を有する者を除く。）に係るものに限る。）をもって在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続し

て6月以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。

入管法別表第2の上欄に掲げる在留資格をもって在留している者のうち、配偶者の身分を有する者（日本人の特別養子、日本人の子として出生した者の身分を有する者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者の身分を有する者を除く。）として「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する者が、正当な理由がなくその配偶者の身分を有している者としての活動を継続して6月以上行わないで在留している場合が本号に該当する。

例えば、配偶者と離婚又は死別した場合や、婚姻の実態が存在しない場合が該当する（配偶者としての活動を行わないで在留することにつき正当な理由がある場合を除く。）。

(注)

8 第8号

前章第1節若しくは第2節の規定による上陸許可の証印若しくは許可又はこの節、第50条第1項若しくは第61条の2の5第1項の規定による許可を受けて、新たに中長期在留者となった者が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から90日以内に、出入国在留管理庁長官に、住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

上陸許可の証印等又は入管法第50条第1項に規定する在留特別許可若しくは第61条の2の5第1項に規定する仮滞在許可に係る在留資格取得許可を受けて新たに中長期在留者となった者が、当該上陸許可等を受けた日から90日以内に、正当な理由がなく住居地の市区町村長を通じて出入国在留管理庁長官に住居地の届出をしない場合が本号に該当する。

なお、届出義務の不履行が存在し、継続する限り、現に有する在留資格が取消しの対象となる（第9号及び第10号について同じ。）。

(注) 第8号に該当するものとして在留資格取消手続を開始したものの、意見聴取通知書の送達又は通知を行う前に住居地の届出を行ったものについては、在留資格取消手続を終止とする（第9号について同じ。第4節第5を参照。）。

9 第9号

中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から90日以内に、出入国在留管理庁長官に、新住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に届け出ている住居地から退去し、当該退去の日から90日以内に、正当な理由がなく新住居地の市区町村長を通じて出入国在留管理庁長官に新住居地の届出をしない場合が本号に該当する。

10 第10号

中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に、虚偽の住居地を届け出たこと。

中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に虚偽の住居地を届け出た場合が本号に該当する。

(注) 取消事由の併立

前記1から3までの在留資格取消事由は不正行為又は在留状況等によって適条が併立することがある。

また、前記1から3までの在留資格取消事由、前記5から7までの在留資格取消事由と、前記8から10までのいずれかの在留資格取消事由は適条が併立することがある。

第4 各用語の意義等

1 「偽りその他不正の手段」（第1号、第2号及び第4号）

「偽りその他不正の手段」とは、偽変造文書若しくは虚偽の記載のある文書の提出若しくは提示又は虚偽の申立てなど、申請人である外国人がその旨の認識をもって行う不正行為をいい、当該不正手段の行使が、当該許可処分に影響を与えていない場合（両者の間に因果関係がない場合）は、入管法第22条の4第1項第1号及び第2号に該当しない。

例えば、第1号の場合は、EDカードの質問事項に虚偽の記載をすること、第2号の場合は、大学を卒業していない者が偽造の大学の卒業証明書を提出したり、婚姻の意思がない者が入籍事実の記載された戸籍謄本を提出したりすること等がこれに当たる。

(注1) その旨の認識をもって行ったことが客観的資料や供述等により立証できない場合や、過失、過誤によるものと認められる場合は、「偽りその他不正の手段」には該

当しない。

(注2) 不正手段の行使と許可処分間に因果関係がない場合とは、例えば、専ら日本語で授業を受ける留学生が、過去に取得した英語能力の検定結果を偽る等の場合が該当する。

(注3) 第1号及び第2号に係る不正の手段の行使には、虚偽の記載のある文書等を提出して交付・発給を受けた在留資格認定証明書又は査証を、上陸許可を受けるために在外公館において提出又は出入国港において入国審査官に提出する行為を含む。

なお、在留資格認定証明書交付申請や査証発給申請において、情を知らずに虚偽の記載のある文書等が提出されたものの、後に虚偽の記載のある文書をもって交付・発給を受けたことを知り、その情を知った上で同認定証明書を提出又は査証を提示した場合も「偽りその他不正の手段」に該当する。

また、同項第4号については、例えば偽装婚の場合など、特別に在留を許可すべき事情があると誤認して在留特別許可を行ったことが必要である。

2 「在留資格の決定を伴うものに限る」(第2号及び第3号)

入管法第22条の4第1項第2号及び第3号に規定する取消事由は、在留資格の決定に関する瑕疵を取消しの原因として規定するものであるので、入管法第9条第3項ただし書により在留資格の決定が行われない再入国許可による上陸許可の瑕疵は、これらの取消原因とはならない。

3 「不実の記載のある文書又は図画」(第3号)

「不実の記載のある文書又は図画」とは、客観的に真実又は真正ではない記載のある申請書その他の文書等をいい、入管法第22条の4第1項第3号に係る取消しを行うためには、これらの文書等の提出又は提示により、許可を行ったことが必要である。例えば、所属機関が作成した虚偽の決算書や出席率を水増しした出席証明書がこれに当たる。なお、これらの文書等の提出等が当該許可処分に影響を与えていない場合(両者の間に因果関係がない場合)は、第3号に該当しない。

申請人が不実の記載があることを知って提出すれば、「偽りその他不正の手段」に該当し、第1号及び第2号の適用の対象となる。第3号の適用の対象となるのは申請人が不実の記載のあることを知らない場合であり、第1号及び第2号と異なり、「不実の記載」についての申請人の認識は不要である。

(注) 不実の記載のある文書等の提出等と許可処分間に因果関係がない場合とは、例えば、前記1(注2)記載の事例において、在留資格認定証明書交付申請時に手続を行った学校が記載する等の場合が該当する。

4 「他の活動を行い又は行おうとして在留している」(第5号)

「他の活動」とは、付与された在留資格に応じた活動以外の活動をいう。「他の活動」は、本邦において行おうとする活動が当初の申告内容から変質しているといえる程度に、生活の重要部分を占め、又はこれから重要部分を占めようとしている活動でなければならず、たまたま行った一日限りの活動などはこれに当たらない。

他方、必ずしも当該活動を一定期間以上継続して行った実績がなければならないものではなく、また、有償の就労活動に限られるものでもない。

「他の活動」に該当するかどうかは、本来の活動からの離脱の程度と、本邦での生活に占める「他の活動」の位置付けを総合的に考慮し、在留の目的が当初の申告内容から変質しているといえるかどうかによって判断されるものである(注1)。

「行おうとして在留している」かどうかを認定するに当たっては、対象となる外国人が本来の在留資格に応じた活動を行わなくなった経緯や「他の活動」に向けた準備の状況等の客観的事実が重要な意味を持つ(注2)。

在留資格の取消しに当たっては、これらの事実関係を踏まえて、当該外国人の本来の活動への復帰見込みや「他の活動」を開始する可能性等を検討し、当該在留資格が既に形骸化していると認められるかどうかを判断する必要がある。

なお、入管法第22条の4第1項第5号に該当する在留資格の取消しの対象者については、当該活動を行わず、かつ他の活動を行い又は他の活動を行おうとして在留していることにつき正当な理由があるか否かを個別具体的に判断の上、在留資格の取消しの可否を決定することとなる。

特に、本来の活動を行っていないことについて、元の勤務先等における人権侵害行為があったことを理由に挙げている案件等については、その申立内容を十分に調査した上で判断することが必要である。

(注1) 限界事例としては以下のような場合が考えられる。

[週に数日のアルバイト]

週に数日であるにせよ、継続的に入っているアルバイトであれば、経済面、時間面、価値面のいずれかで生活の重要部分を占めている場合も考えられ、そうした場合には該当することとなる。

[求職活動]

在留資格に応じた活動以外の活動をすることを旨として、面接を受けるなど真剣に求職活動を行っているのであれば、「他の活動を行おうとして在留している」に該当し得る。ただし、在留資格変更を受けて正規の活動とすることが現実

的に見込まれる職種の求職活動であれば、後述のとおり「正当な理由」に該当し得る。

〔家事〕

家事は、いかなる生活を送る場合にも通常伴うという面があるものであるため、家事使用人のように職業的に行う場合を除き、通常は「他の活動」ということはできないが、例えば専業主婦（主夫）のように家事をすることが生活の中心になっているような場合であれば、「他の活動を行い…在留している」に該当し得る。

〔パチンコ屋通い〕

パチンコ屋通いについても、たまに行くという程度ではなく、本来の活動から離脱して、趣味の域を超えて通い詰めていたり、これを生活の糧にしているような場合には、「他の活動を行い…在留している」に該当し得る。

(注2) 「他の活動を…行おうとして在留している」と認められる典型的な場合として、例えば、

- 技能実習生が、ブローカーから不法就労先のあっせんを受けて、実習先から失踪し、不法就労のあてのある地に転居した場合
 - 留学生が日本語学校を退学し、通学と両立し得ないフルタイム勤務の雇用契約を締結した場合
- などが想定される。

5 「正当な理由がある場合」(第5号)

入管法第22条の4第1項第5号に該当する在留資格の取消しの対象者については、個別具体的に、当該活動を行っていないこと、他の活動を行い又は行おうとして在留していることのそれぞれにつき「正当な理由」があるか否かを判断の上、在留資格の取消しの可否を決定することとなる。

「当該活動を行って」いないことにつき正当な理由がある場合と、「他の活動を行い又は行おうとして在留している」ことにつき正当な理由がある場合について、前者については第6号の「正当な理由」と同様であり、後述のとおり。

後者の具体例は、次のような場合である。ただし、以下は飽くまで例示であるので、正当な理由の有無は個別事案ごとに判断することが必要である。

- (1) 在留資格に沿った活動に係る再就職先を探すための活動を行っていると認められる場合
- (2) 「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更など近々他の在留資格への変更を受ける具体的な当てがある場合においてその準備活動を行っていると認められる場合

- (3) 在留資格該当性を失った者であっても、資格外活動許可の範囲内で資格外活動を行っている」と認められる場合

ただし、在留資格「留学」をもって在留する者の資格外活動については、入管法施行規則第19条第5項第1号において、「教育機関に在籍している間に行うものに限る。」と規定されていることから、除籍・退学となった後の就労活動は資格外活動許可の範囲外であり、前記に当てはまるものではない。

- 6 「当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合」（第6号及び第7号）

入管法第22条の4第1項第6号又は第7号に該当する在留資格の取消しの対象者については、個別具体的に当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由があるか否かを判断の上、在留資格の取消しの可否を決定することとなる。

「正当な理由」がある場合の具体例は、次のような場合である。ただし、以下は飽くまで例示であるので、正当な理由の有無は個別事案ごとに判断することが必要である。

- (1) 第6号における具体例

ア 「技術・人文知識・国際業務」等就労のための在留資格で在留する者

本邦内における稼働先を退社後、再就職先を探すために会社訪問をするなど具体的な就職活動を行っている」と認められる場合

イ 「技能実習」の在留資格で在留する者

実習先の経営難や不正行為等によって当該実習先で技能実習を続けることができなくなったが、他の実習先に移って技能実習を続ける意思を有している場合

ウ 「家族滞在」又は「特定活動」（本体在留者の配偶者の身分を有する者に限る。）

の在留資格で在留する者

(ア) 一時的に不仲になり別居しているものの、今後正常な扶養関係の回復が見込める場合

(イ) DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV法」という。）第1条に規定する配偶者からの暴力を受けた外国人をいう。以下同じ。）が配偶者からの暴力を理由として避難又は保護を必要としている場合

なお、DV法上「配偶者」については法的な婚姻手続を経ない事実上の婚姻関係を含み、「離婚」には法的な離婚手続を経ない事実上の離婚状態を含むため、DV被害者については、その在留資格が婚姻関係を前提とするものに限定されるものではないことに留意する（以下同じ。）。

(注) DV被害者であるかについては、市区町村又は警察による支援措置の有無を問わないため、支援措置決定通知書等の提示を条件としてはならない。

(ウ) 本国の親族の傷病等の理由により、再入国許可による長期間の出国をしていた場合

(注) 以下の例は、基本的には在留資格取消事由に該当しない。

○ 子供の養育等やむを得ない事情のために配偶者と別居して生活しているが生計を一にしている場合

○ 当該外国人又はその配偶者が病気治療のため長期入院中の場合

エ 「留学」の在留資格で在留する者

(ア) 在籍していた教育機関が閉校した後、他の教育機関に入学するために必要な手続を進めている場合

(イ) 病気のため長期間の入院が必要でやむを得ず教育機関を休学している者が、退院後は復学する意思を有している場合

(ウ) 専修学校を卒業した留学生在が本邦の大学への入学が決定している場合

(エ) 在職・在学等したまま再入国許可により出国していた場合

(2) 第7号における具体例

ア 配偶者からの暴力(いわゆるDV)を理由として一時的に避難又は保護を必要としている場合

イ 本国の親族の傷病等の理由により、再入国許可による長期間の出国をしている場合

ウ 離婚調停又は離婚訴訟中の場合

エ 一時的に不仲となり別居しているものの、今後正常な婚姻関係の回復が見込める場合

(注) 以下の例は、基本的には在留資格取消事由に該当しない。

○ 子供の養育等やむを得ない事情のために配偶者と別居して生活しているが生計を一にしている場合

○ 当該外国人又はその配偶者が病気のため長期入院中の場合

○ 当該外国人又はその配偶者が刑事施設に入所中で、当該入所中の者と面会を継続して行っている場合

7 「届出をしないことにつき正当な理由がある場合」(第8号及び第9号)

入管法第22条の4第1項第8号又は第9号に該当する在留資格の取消しの対象者については、個別具体的に住居地の届出を行わないで在留していることにつき正当な理由があるか否かを判断の上、在留資格の取消しの可否を決定することとなる。

「正当な理由」がある場合の具体例は、次のような場合である。ただし、以下は飽くまで例示であるので、正当な理由の有無は個別事案ごとに判断することが必要である。

- (1) 勤めていた会社の急な倒産やいわゆる派遣切り等により住居を失い、経済的困窮等によって新たな住居地を定めていない場合
- (2) 配偶者からの暴力（いわゆるDV）を理由として避難又は保護を必要としている場合
- (3) 住居地を届け出ることにより、身体・生命に危険が及ぶおそれがあるとき

(注) 以下の例は、基本的に在留資格取消事由に該当しない。

- 転居後急な出張により再入国出国した場合等再入国許可（みなし再入国許可を含む。）による出国中である場合
- 頻繁な出張を繰り返して1回当たりの本邦滞在期間が短いもの等、在留活動の性質上住居地の設定をしていない場合
- 病気治療のため医療機関に入院している等、医療上のやむを得ない事情が認められ、本人に代わって届出を行うべき者がいない場合

8 「住居地から退去した場合」（第9号）

実際に住居地から退去している場合が該当するため、事実の調査により、そのような場合に該当するか否かの事実認定を行う必要がある。

(注) 住民基本台帳法上の転出届（住基法第24条）がなされているか否かにより「住居地から退去した場合」の該当性を判断することは適当ではない。

9 「虚偽の住居地を届け出たこと」（第10号）

例えば、実際には配偶者と別居しているにもかかわらず、同居を装って配偶者と同一の住居地を届け出た場合等がこれに当たる。

10 在留資格取消対象者の代理人（施行規則第25条の4）

法定代理人のほか、「意見聴取通知書の送達（又は通知）を受けた在留資格取消対象者（以下「被聴取者」という。）」が代理人として委任した者をいう。

代理人の選解任の手続を行うことができるのは法定代理人又は被聴取者本人であり、この代理は任意の代理を指すものであって、その対象となる者の範囲は限定されない。

(注) 弁護士以外の者が、業として被聴取者の代理人としての活動を行うことは、弁護士法第72条に抵触するおそれが高い。したがって、弁護士以外の者が、代理人として意見聴取期日に出頭し、意見聴取に業として参加することを認めること（第3節第1の5（2））は適当でない。

(1) 権限

被聴取者の代理人は、被聴取者のために意見聴取に関して、意見聴取期日における意

見陳述、証拠資料の提出、資料等の閲覧等を行うことができる。ただし、代理人が意見聴取の期日に被聴取者に代わって出頭することについては、地方出入国在留管理局（以下「地方局」という。）の長の許可を要する（施行規則第25条の8第2項、第3節第1の5（2））。

（2）代理人の数

代理人の数については、施行規則に特段の定めはなく、人数を制限する規定もないが、このことは行政不服審査法等も同様である。しかし、代理人が多数選任され意見聴取の場に入場しきれないなどの事態が生じた場合には、被聴取者の防御権を妨げないと判断される範囲において意見聴取の場に出席できる人数を制限することができる。

意見聴取担当入国審査官は、意見聴取手続を主宰するに当たっては、理由なく代理人の人数を制限したり、多数の代理人の参加により意見聴取手続に支障が生ずることのないように配慮しなければならない。

11 利害関係人

被聴取者である外国人の在留資格の取消しについて、利害関係を有することとなる親族、雇用主、教育機関、受入れ機関又は招へい機関の職員等をいう。

利害関係人の参加を求め、又は許可できるものとしているのは、利害関係人が直接に不利益処分の効果を受けるものではないが、その法律上の利益に影響を受けることもあり得るので、利害関係人の権利利益の保護を図るために、意見聴取手続に参加させることによって意見聴取手続の公正の保持と当該処分の適正さを確保し、もって事後の無用な紛争の防止にも資するためである。

12 利害関係人の代理人

利害関係人の代理人については、原則として前記10と同様であるが、施行規則第25条の5第4項において準用する同第25条の4に規定する代理人の選解任の手続を行うことができるのは「意見聴取への参加を許可された利害関係人（以下「参加人」という。）」である。

（注）弁護士以外の者が、業として代理人としての活動を行うことについては、前記10と同様。

なお、参加人に代わって意見聴取の期日に出頭することについては、地方局長の許可を要しない点については、被聴取者の代理人とは取扱いが異なるので注意が必要である。

第5 取消事由該当性の判断に係る留意事項

1 「定住者」の在留資格の取消し

「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第二の定住者

の項の下欄に掲げる地位を定める件」(以下「定住者告示」という。))に掲げる地位を有する者としての活動への該当性を偽って「定住者」の在留資格の決定を受けた者に係る「定住者」の取消しのうち、入管法第22条の4第1項第2号(以下第5において「2号」といい、同項第1号及び第3号をそれぞれ「1号」、「3号」という。)若しくは3号又は平成28年入管法改正法による改正前の第3号(以下「旧3号」という。)の該当性については、許可の場面ごとにその該当性を判断する必要があり、以下の区分に応じ、それぞれ掲げる事項に留意する。

(1) 上陸許可において決定された「定住者」の取消し

ア 2号への該当性について

上陸拒否事由以外の場合で偽りその他不正の手段を用いて、上陸許可の証印等を受けた場合、2号に該当する。具体的には、①偽りその他不正の手段により、本邦で行おうとする活動を偽り、上陸許可の証印等を受けた場合、②偽りその他不正の手段により、本邦で行おうとする活動以外の事実を偽り、上陸許可の証印等を受けた場合である。

在留資格のうち「定住者」に関しては、上陸の許可において、入国審査官(特別審査官を含む。以下(1)において同じ。)が「定住者」の在留資格を決定できるのは、当該外国人が行おうとする活動が定住者告示に掲げる地位を有する者としての活動に該当する場合に限られている。

したがって、定住者告示に掲げる地位を有しないにもかかわらず、有すると偽って上陸の申請を行い、入国審査官から「定住者」での上陸許可を受けた者は、上記①に該当し、何らかの事実関係を偽り、当局の判断を誤らせて、定住者告示に該当しないにもかかわらず上陸特別許可により「定住者」を決定された者は、上記②に該当する。

(注)したがって、取消対象となる上陸許可の証印等を平成29年1月1日より前に受けた場合であって、上記②に該当する場合には、旧3号に該当することとなる。2号該当性の判断においては、次の点に留意する。

(ア) 「偽りその他不正の手段」

定住者告示に掲げる地位に関して不実の記載の内容の書面(例えば、日本人の子として出生した者の実子でないのに、実子であるとする書面)を提出して在留資格認定証明書の交付を受け、上陸申請に際し、当該在留資格認定証明書を提出して入国審査官から上陸の許可を受けた場合において、当該在留資格認定証明書交付の経緯を承知の上、当該在留資格認定証明書を入国審査官に提出したと認定することが

できれば、「偽りその他不正の手段」に当たる。

(イ) 「偽りその他不正の手段」の認識

「偽りその他不正の手段」によることの認識がなければ、2号には該当しない。

(注) 年少者を除くと、通常、「偽りその他不正の手段」によることの認識を有していることを認定できるものと考えられる。また、上陸申請時の入国審査官との質問・回答によっても認定できるものと考えられる。

(ウ) 上陸特別許可を受け定住者告示に該当しないにもかかわらず「定住者」を決定された者

上陸特別許可において、「定住者」を決定する場合、入国審査官が上陸の許可をする場合のように、その者が行うことができる活動は、定住者告示に掲げる地位を有する者としての活動に限定されない。

そのため、定住者告示に掲げる地位を偽った場合は、「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者」としての地位を偽ったこととはならない(前記ア①には該当しない)が、本邦で行おうとする活動以外の事実を偽り、上陸許可の証印等を受けた場合には、上記ア②に該当することとなる。

(注) したがって、平成29年1月1日より前に上陸許可の証印等を受けた場合は、旧3号に該当する。

イ 3号への該当性について

前記ア(イ)の場合や、「偽りその他不正の手段」の認識を認定できない場合等において、在留資格認定証明書交付申請に際し、身分関係を偽る等虚偽の内容の資料を提出して認定証明書の交付を受けていたときは、3号に該当する。

この場合、次の点に留意する。

(ア) 提出した「不実の記載のある文書」の不実性の認識は必要ない。当該外国人の認識がない場合で、文書の内容が客観的事実に反していれば、「不実の記載のある文書」に該当する。

(イ) 「不実の記載のある文書」が提出されていたとしても、認定証明書交付の許否の判断に影響しない記載であった場合は、3号には該当しない。

(注) 3号は、不実の記載のある文書の提出により交付を受けた認定証明書の提出により、許可を受けたことを要件としているので、不実の記載が存在しなければ(真実の記載がなされていれば)、認定証明書を交付しなかったという因果関係が必要である。

(2) 在留資格変更許可、在留期間更新許可において決定された「定住者」の取消し

ア 2号への該当性について

「定住者」の在留資格を有する者が行うことができる活動は、「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者の地位を有する者としての活動」である。実際に行うことができる活動に制限はない。

したがって、当該外国人が、在留資格変更許可及び在留期間更新許可等に際し、何らかの事実関係を偽り、それにより「定住者」の在留資格を決定されたとしても、「活動」への該当性を偽ったものではない（前記（1）ア①には該当しない）。ただし、「偽りその他不正の手段」により、何らかの事実関係を偽り、当局の判断を誤らせて在留資格変更許可・在留期間更新許可を受けたときは、前記（1）ア②に該当することとなり、2号に該当する。

（注）したがって、平成29年1月1日より前に上陸許可の証印等を受けた場合には、旧3号に該当する。

この場合、次の点に留意する。

（ア）「偽りその他不正の手段」の認識について

「偽りその他不正の手段」によることの認識がなければ、2号には該当しない。

（イ）「偽りその他不正の手段」があったとしても、許否の判断に影響しないものであった場合は、2号には該当しない。

（注）2号は、「偽りその他不正の手段」により、許可を受けたことを要件としているので、「偽りその他不正の手段」がなければ、許可をしなかったという因果関係が必要である。

イ 3号への該当性について

「不実の記載のある文書」を提出等して変更許可・更新許可を受けた時は、同号に該当する。

留意点については、前記（1）イを参照。

2 「永住者」の在留資格の取消し

（1）2号への該当性について

「永住者」の在留資格を有する者が行うことができる活動は、「法務大臣が永住を認める者の身分又は地位を有する者としての活動」であり、実際に行うことができる活動に制限はない。

したがって、当該外国人が、永住許可に際し何らかの事実関係を偽り、それにより永住許可を受けていたとしても、「活動」への該当性を偽ったものではない（上記1（1）ア①には該当しない）が、前記1（2）アと同様、「偽りその他不正の手段」に

より、何らかの事実関係を偽り、当局の判断を誤らせて永住許可を受けたときは、前記1(2)ア②に該当するので、2号に該当する。

留意点については、前記1(2)アを参照。

(2) 3号への該当性について

前記1(2)イと同様、「不実の記載のある文書」を提出等して永住許可を受けた時は、3号に該当する。

留意点については、前記1(1)イを参照。

3 代理人により在留資格認定証明書交付申請を行い、同申請に対し交付された在留資格認定証明書を提出して行った上陸申請において決定された在留資格の取消し

(1) 2号への該当性について

在留資格認定証明書の交付申請が本人により行われたか、代理人により行われたかにかかわらず、在留資格に該当するとして交付を受けた在留資格認定証明書を、在留資格該当性又は基準適合性がない者が上陸申請において提出した場合において、上陸申請の時点において、「偽りその他不正の手段」と上陸許可に因果関係があることを認定することができれば、2号に該当する。

この場合、2号に該当するためには、上陸申請を行う者が「偽りその他不正の手段」によることの認識を有していることが必要であるところ、同認識の有無は、上陸申請の時点において判断する。在留資格認定証明書交付申請の時点における認識の有無は問わない。

なお、未成年者等については法定代理人の認識により判断する。

(注) 例えば、貿易会社で稼働するとして「技術・人文知識・国際業務」で在留資格認定証明書の交付を受けたが、入国前に雇用契約が解消されて、受入れ側から、実際は、別の水産加工会社で単純作業に従事すると知らされながら、上陸申請において「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書を提出し、上陸許可を受けた場合は2号に該当することとなる。

(2) 3号への該当性について

前記(1)において、「偽りその他不正の手段」の認識を認定できない場合等において、在留資格認定証明書交付申請に際し、身分関係を偽る等虚偽の内容の資料を提出して在留資格認定証明書の交付を受けていたときは、3号に該当する(3号括弧書)。

この場合、次の点に留意する。

ア 3号への該当性について、提出した「不実の記載のある文書」の不実性の認識は必要ない。当該在留資格認定証明書の交付申請が代理人に行われた場合でも変わりはない。

く、申請人本人が「不実の記載のある文書」の提出を知らなかったとしても、3号に該当する。

イ 「不実の記載のある文書」が提出されていたとしても、在留資格認定証明書交付の許否の判断に影響しない記載であった場合は、3号には該当しない。

第6 権限委任・専決

1 権限の委任

(1) 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）による改正後の入管法及びこれに伴い改正された施行規則の規定により、それまで除外されていた永住者の在留資格に係るものも含めて在留資格の取消しに係る権限は地方局長へ委任することができることとなり、平成31年4月1日以降は、在留資格を問わず、意見聴取担当入国審査官の指定（第3節第1の1）、意見聴取通知書の送達（第3節第1の3）、意見聴取期日における代理人の出頭に係る許可（第3節第1の5）、文書等の閲覧（第3節第1の8）、意見聴取期日又は場所の変更（第3節第1の9）、取消しの決定（第4節第1）、在留資格を取り消さないことの通知（第4節第2の1）及び在留資格取消通知書の送達（第4節第2の2）の各権限は、いずれも、地方局長の権限により行うことができる。

（注）この場合において、施行規則及び本要領別記の様式用紙を交付する場合は、その発付権者は当該地方局長であるので注意する。

(2) 上記（1）にかかわらず、公示送達については、改正入管法施行前と同様、全て法務大臣の権限によるものであることに留意する。

2 専決

本要領による「地方局長」の権限については、地方出入国在留管理局決裁区分により、「支局長」に専決させることができる。ただし、本要領第3編第2章第1節及び第2節において本庁に進達又は請訓することとされている事項を除くものとする。

第7 管轄等

1 管轄

在留資格の取消手続は、在留資格取消対象者の住居地又は居所（刑事施設を含む。）を管轄する地方局において行うものとする。

2 移管

(1) 地方局長は、在留資格取消対象者が自局の管轄外に住居地又は居所を変更した場合で、以後の手続を当該住居地又は居所を管轄する地方局において行うことが相当と認めるときは、当該地方局に在留資格の取消事案を移管することができる。

(2) 地方局長は、在留資格の取消事案を他の地方局へ移管する場合には、「移管書」(別記第1号様式)に在留資格の取消手続に係る書類を添えて行うとともに、FEISに移管の入力を行う。

(注) 在留資格取消通知書の出会送達(第4節の2の第2の3(1)イ(ア)参照。以下同じ。)等のために移管するときは、移管書及び関係書類を入管WAN等で送付し、原本を追って送付するなど、速やかな移管に努めるものとする。

第2節 取消手続の開始

第1 在留資格取消台帳への登載

1 端緒等

(1) 入国審査官又は入国警備官は、入管法第22条の4第1項各号のいずれかに該当すると思われる外国人についての端緒を入手した場合は、「在留資格取消対象者に係る端緒報告書」(別記第2号様式)により所属する地方局長に報告する。

(2) 地方局長は、前記(1)の報告に係る在留資格取消対象者が、自局の管轄外の区域に住居地又は居所を有する場合は、当該住居地又は居所を管轄する地方局長に対し、当該在留資格取消対象者に係る端緒報告書を添付の上、通報する。

(3) 前記(1)の報告又は前記(2)の通報を受けた地方局長は、在留資格の取消手続の開始の可否について決定し、手続の開始を決定した場合又は他局から在留資格の取消事案の移管を受けた場合には、自局又は管下支局若しくは出張所のうち、在留資格取消手続を行うことが適当と認める審査部門又は出張所を決定し、当該審査部門の首席審査官又は出張所の長(以下「首席審査官等」という。)に対し、手続の開始を指示する。

2 在留資格取消台帳への登載

首席審査官等は、前記1(3)の指示を受けたときは、取消しの対象となる者についてFEIS上の「在留資格取消台帳」に登載する。

在留資格取消台帳の登載により、16桁の登載番号が自動的に付与される。

登載番号は、年(4桁)、官署コード(6桁)、年別一連番号(6桁)で構成される。

3 通知書等の番号

(1) 施行規則及び本要領に規定する各種通知書等の番号は、地方局及び支局(以下「地方局等」という。)又は出張所の記号、受理年(西暦下2桁)及び在留資格取消台帳の登載番号のうち、年別一連番号を表す下6桁の番号を記載するものとし、各記号は次のとおりとする。

ア 地方局等にあつては、地方局文書取扱細則に定める文書記号の第2字目の文字。

イ 出張所にあつては、文書取扱細則に定める文書記号の第2字目及び第3字目の文字。

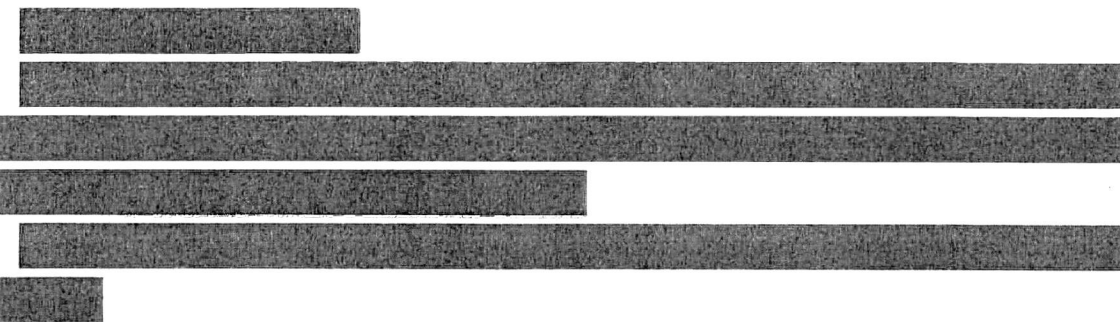
記載例：東 12-1（東京局の平成24年第1号の場合）

横 12-2（横浜支局の平成24年第2号の場合）

東さ12-3（さいたま出張所の平成24年第3号の場合）

(2) なお、一連の手続において、同一の通知書（意見聴取手続続行通知書等）を2回以上交付する場合には、「東12-1-(2)」、「東12-1-(3)」として、枝番を付す。

4



(注) [Redacted text]

第2 取消し記録の作成等

1 記録の作成

(1) 在留資格の取消しに係る記録は、対象者ごとに1件ずつ作成する。

(2) 作成・入手した記録は、在留資格の取消手続に関する資料、施行規則第25条の12第1項の規定による閲覧をすることにより第三者の利益を害するおそれがある資料その他閲覧を拒否すべき正当な理由がある資料と閲覧を認める資料等を、次により区分して編てつする。

ア 意見聴取通知書等の在留資格の取消手続に関するもの

(注) 在留資格取消手続に係る通知書等を作成した場合は、当該通知書等の写しを作成し、記録に編てつする。

イ 在留資格の取消しに係る入国・在留関係諸申請及び許可の記録並びに中長期在留者に係る届出等の記録

ウ 在留資格の取消しに係る調査の結果に係る調書

(ア) 閲覧することに支障のないもの

(イ) 閲覧することに支障のあるもの

エ 在留資格の取消しの原因となる事実を証する資料

(ア) 閲覧することに支障のないもの

(イ) 閲覧することに支障のあるもの

オ その他

(注) 同一の文書に「閲覧することに支障のある」部分が含まれている場合は、その写しを「閲覧することに支障のないもの」に編てつし、支障のある部分を塗りつぶす等して保管する。

2 記録の保管

在留資格の取消しに係る記録は、入国・在留審査を担当する審査部門の首席審査官等が保管する。

なお、原則として、審査管理部門が置かれている地方局等にあつては同部門の首席審査官が、その他の地方局等にあつては就労・永住審査部門の首席審査官が保管する。

(注) 地方局等の実情に応じて、上記以外の部門の首席審査官が保管することとして差し支えない。

第3 事実の調査

1 調査の指示

(1) 地方局長は、在留資格取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官又は入国警備官に、入管法第59条の2の規定に基づく事実の調査を行わせるものとする。

(2) 地方局長は、事実の調査を行う場合に調査先が他の地方局の管轄区域内にあるときは、当該調査先を管轄する地方局長に事実の調査を依頼することができる。

2 調査の実施

第11編の規定により実施する。

3 調査報告

入国審査官又は入国警備官は、在留資格取消対象者に係る住居地等における実地調査を実施し、又は関係資料等を入手した場合は、調査状況、調査結果、資料の入手経緯等について「調査報告書」（別記第4号様式）を作成しなければならない。

4 証拠保全

入管法第59条の2の規定に基づき、在留資格取消対象者若しくは関係者等からの事情聴取又は関係機関への照会を実施した場合には、第11編第8章に定める各種様式に必要事項を記入の上、証拠として保管しなければならない。

第3節 意見聴取

第1 意見聴取前の手続

1 意見聴取担当入国審査官の指定

地方局長は、意見聴取の通知を行うときまでに、一般職の職員の給与に関する法律別表第1行政職俸給表（一）の3級以上の入国審査官を意見聴取担当入国審査官に指定する。

2 案件の配分

次の案件については、経験豊富である等首席審査官等が特に適当と認める意見聴取担当入国審査官が意見聴取を行う。

- (1) 対象者の在留資格が「外交」、「公用」又は「高度専門職」に係る案件
- (2) 出入国在留管理庁長官があらかじめ指定した請訓案件（第3編第2章第2節第6の1）
- (3) 社会的注目・関心を集める可能性がある案件

3 意見聴取通知書の作成・送達等

(1) 意見聴取通知書の作成

「意見聴取通知書」（施行規則別記第37号の3様式）の作成は次のとおり行う。

ア 意見の聴取を行う期日については、施行規則第25条の3第2項に規定する「相当な期間」を置くものとし、原則として意見聴取通知書を送達する日から2週間後の期日を指定する（同項ただし書に該当する場合を除く。）。

（注1）意見聴取通知書を送付送達する場合は、発送の日から2週間後の期日として差し支えない。ただし、郵便事情等により送達が遅れて完了した場合は、後記9に規定する期日の変更により対応する。

（注2）意見聴取通知書を交付送達する場合において、被聴取者からの希望があるときは、代理人又は利害関係人の参加及び資料等の閲覧等、被聴取者の防御の機会を十分に確保した上で、前記の期間を短縮して期日を設定することができる（意見聴取通知書を交付送達する場合以外の場合においては期日の変更（後記9）により対応する。）。

前記により期日を短縮した場合は、意見聴取通知書の写しに期間の短縮を希望する旨の記載及び署名をさせるものとする。

イ 在留資格取消しの原因となる事実については、その原因となる事実を相手方に事前に認識させ、意見聴取期日における反論等の準備をさせるため、可能な限りその原因となる事実を詳細に記載し、法令の条項を記載する場合は、該当する条文を記載し、又は添付する。

例1：「あなたの〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け上陸許可は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第4号に適合していない疑いがあります。」

例2：「あなたの〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け在留資格認定証明書交付申請の際に提出された卒業証明書に疑義があります。」

例3：「あなたは〇〇会社を解雇されており、在留資格「〇〇」に係る活動を行っておらず、かつ、他の活動を行っている疑いがあります。」

例4：「あなたは〇〇大学を退学しており、正当な理由がなく在留資格「〇〇」に係る活動を継続して3月以上行わないで在留している疑いがあります。」

例5：「あなたが〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に出入国在留管理庁長官に対して届け出た住居地が虚偽のものである疑いがあります。」

(2) 意見聴取通知書の送達

意見聴取担当入国審査官は、意見聴取期日を決定の上、意見聴取通知書の送達を行う。送達に関する具体的な手続については第4節の2を参照。

また、意見聴取通知書を送達する際、同通知書と併せて、別記第22号様式による取消手続の流れを示したフローチャート図並びに代理人又は利害関係人の参加及び資料の閲覧等の被聴取者の権利等の留意事項を記した文書を送付する。

意見聴取通知書の送達（後記（3）に定める通知を含む）が完了した場合、みなし再入国許可の除外事由に該当することになる（施行規則第29条の4）。

（注）意見聴取通知書の送達の完了をF E I Sに入力すると、みなし再入国許可による出国確認時に警告画面が表示される。

(3) 意見聴取通知書の送達に代わって口頭で通知する場合の措置

ア 入国審査官又は入国警備官は、在留資格取消事由に該当する疑いのある者で、意見聴取通知書の送達の手続が完了していない者を発見した場合であって、急速を要するときは、意見聴取通知書の送達に代えて、後記ウに従い、意見聴取通知書に記載すべき事項（意見の聴取の期日及び場所並びに取消しの原因となる事実。以下同じ。）を口頭で通知する。この場合において、意見聴取通知書の注意欄に記載される事項について併せて口頭で伝える。

イ 「急速を要するとき」とは、例えば次の場合が該当する。

（ア）上陸許可の証印又は許可を受けた後、在留資格取消対象者が関税法第67条に規定する貨物の輸入に係る検査（当該上陸許可の証印又は許可を受けた後に引き続き行われるものに限る。）を受けるための場所にとどまる間に、当該外国人について入管法第22条の4第1項第1号に該当するに足りる具体的な事実が判明した場合

なお、この場合においては意見聴取期日までに相当な期間をおく必要はない（施行規則第25条の3第2項ただし書）。

(イ) 所在不明となった在留資格取消対象者（意見聴取通知書の送達未了者に限り、単純出国しようとする者を除く。）を出入国港、実地調査先又は摘発先等で発見した場合

ウ 前記イ（イ）の場合における通知は、次の手順により行う。

(ア) 在留資格取消事由に該当する疑いのある者で、意見聴取通知書の送達の手続が完了していない者を発見した入国審査官又は入国警備官は、取消手続を取り扱う地方局等及び出張所、意見聴取担当入国審査官及び取消しの原因となる事実等を確認（取消台帳の照会、F E I S上の個人記録の確認又は担当部門等への電話連絡等により行う。）の上、在留資格取消対象者から住居地及び連絡先等を聴取し、原則として通知の2週間後の期日（同日が休日の場合はその翌日）にその住居地等を管轄する地方局等を指定して、口頭により意見聴取通知書に記載すべき事項等の通知を行う。

なお、その際には、通知を受けた旨を記載した任意の書面へ被聴取者に署名等をさせるものとする。

(注) 被聴取者から希望があるときは、代理人又は利害関係人の参加及び資料等の閲覧等、被聴取者の防御の機会を十分に確保し、関係機関と調整を行った上で、前記の期間を短縮することができる。

この場合において、通知を受けた旨を記載した任意の書面に期間の短縮を希望する旨の記載及び署名を併せてさせるものとする。

(イ) 口頭により意見聴取通知書に記載すべき事項の通知を行った入国審査官又は入国警備官は、「意見聴取通知報告書」（別記第5号様式）により、所属する地方局等又は出張所の首席審査官等へ報告する。

(ウ) 報告を受けた首席審査官等は、報告に係る事案を自局で取り扱っている場合は、自局の当該事案を担当する意見聴取担当入国審査官に対し、前記（イ）の意見聴取通知報告書により通知し、また、当該事案を他局が取り扱っている場合は、当該事案を取り扱う部門の首席審査官に通知する。

なお、通知を受けた意見聴取担当入国審査官は、在留資格取消対象者が他局の管轄内に居住していることが判明した場合は、当該住居地等を管轄する地方局等と調整の上、第1節第7の2により移管の手続を執ることができる。

4 意見聴取手続の併合

(1) 併合することができる事案

施行規則第25条の7の規定により意見聴取手続を併合して行うことができる事案は次のとおりとする。

- ア 在留資格取消対象者の配偶者、子、父母その他家族に係る事案
- イ 取消しの原因が同一であり、かつ、同一の招へい機関、受入れ機関等に係る事案
- ウ その他、意見聴取担当入国審査官において手続の併合を適当と認める事案

(2) 手続の併合を行わない事案

意見聴取担当入国審査官が手続の併合を適当と認め、当該外国人又はその代理人が手続の併合に応じない旨申し出た場合は、併合することなく手続を進めることができる。

(3) 手続の併合の通知

ア 通知の方法

意見聴取担当入国審査官は、施行規則第25条の7の規定に基づき、意見聴取手続併合の通知を行う場合は、「意見聴取手続併合通知書」（施行規則別記第37号の10様式）により通知する。

通知に際しては、手続の併合を行う対象者が同一の代理人を選任している場合は、同代理人に対し、代理人を選任していない場合は、被聴取者全員に対し、意見聴取手続併合通知書を郵送し、又は直接交付する。

ただし、急速を要するとき（前記3（3）イ（イ）に準ずる。）は、意見聴取手続併合通知書の郵送又は直接の交付に代わり、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる（施行規則第25条の7第2項ただし書）。

口頭により通知した場合は、併合通知を行った事実を記録するとともに、速やかに意見聴取手続併合通知書による通知を行う。

イ 意見聴取手続併合通知書の記載

意見聴取手続併合通知書の「1 在留資格取消対象者」欄には、在留資格取消対象者に係る身分事項を記載し、「3 関連のある内容の事案」欄に、併合しようとする対象者の国籍・地域、氏名、性別、生年月日、在留資格、通知番号、意見聴取手続併合通知書記載の対象者との関係及び事案内容を簡潔に記載する。

なお、併合する在留資格取消対象者が多数いるため、意見聴取手続併合通知書上に記載が不可能な場合は、適宜別紙としてリスト等を作成の上、添付する。

（注）併合する事案に係るその他の通知書等対象者の身分事項等の記載は、意見聴取

手続併合通知書においてリスト等を作成する取扱いと同様とする。

(4) 併合事案の処理

併合の上、手続を行った事案は、在留資格の取消しの可否に係る判断を、可能な限り同時に行うように努める。

5 代理人の出席

(1) 代理人の選解任の手続

ア 意見聴取担当入国審査官は、被聴取者又は参加人が意見聴取に代理人を出頭させようとするときは、「代理人資格証明書」（施行規則別記第37号の4様式）の提出を求める。

イ 代理人がその資格を失ったときは、被聴取者又は参加人に対し、「代理人資格喪失届出書」（施行規則別記第37号の5様式）の提出を求める。

(2) 被聴取者の代理人の出頭手続

ア 意見聴取担当入国審査官は、被聴取者の代理人が被聴取者に代わり、意見聴取に出頭しようとするときは、原則として、意見聴取期日の2日前までに「代理出頭申出書」（施行規則別記第37号の11様式）の提出を求め、代理出頭の可否について意見を付して速やかに所属する地方局長にその可否について判断を仰ぐものとする。

イ 地方局長は、当該申出に相当の理由があると認めるときは、これを許可する。

(注1)

(注2) 弁護士以外の者が、業として意見聴取期日に出頭し、意見聴取に参加することは、弁護士法第72条に抵触するおそれが高いので認めることは適当ではない（後記6について同じ。）。

ウ 意見聴取担当入国審査官は、地方局長から、代理出頭を許可する旨の決定を受けたときは、「代理出頭許可通知書」（施行規則別記第37号の12様式）により代理人にその旨を通知し、また不許可とする場合には、「不許可通知書」（別記第6号様式）により代理人に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、電話又は口頭により行い、電話記録書等により通知を行った事実を記録し、併せて速やかに同

通知書の交付を行う。

エ 意見聴取担当入国審査官は、代理出頭による意見聴取の後、代理人からの意見聴取のみでは十分な意見聴取が実施できないと判断した場合は、「意見聴取続行通知書」（施行規則別記第37号の13様式）により、改めて被聴取者に対し意見聴取手続への出頭を求めることができる。

6 利害関係人の参加

(1) 職権による場合

意見聴取担当入国審査官は、意見聴取手続に当たり、利害関係人の参加を求めることが適当と考えられる場合は、意見を付して速やかに所属する地方局長にその可否について判断を仰ぐものとする。

(2) 申出による場合

意見聴取担当入国審査官は、利害関係人から意見聴取に関する手続への参加の意思表示があった場合は、原則として、意見聴取期日の2日前までに利害関係人に対し、「利害関係人参加申出書」（施行規則別記第37号の6様式）の提出を求め、利害関係人の意見聴取に関する手続への参加の可否について、意見を付して速やかに所属する地方局長にその可否について判断を仰ぐものとする。

なお、代理人が同申出をする場合には、任意の書式による委任状を添えて提出させなければならない。

(注) 施行規則第25条の5第2項に規定する利害関係人の意見聴取への参加の申出を利害関係人の代理人が行う場合、当該代理人は同条第4項で準用する同第25条の4第1項に規定する代理人（「参加人」の代理人）とは異なるので、任意の委任状を提出させるものである。

また、当該申出に基づき、同条第1項の規定により利害関係人に対し意見聴取に関する手続に参加することを許可した後に、当該許可を受けた利害関係人が、意見聴取に代理人を出頭させようとする場合は、同条第4項で準用する施行規則第25条の4に規定する代理人の選解任手続（前記5（1）を参照。）を行うことになる。

(3) 地方局長は、前記（1）又は（2）により、利害関係人の参加の適否について、速やかに決定する。

(4) 意見聴取担当入国審査官は、地方局長から、職権により利害関係人の参加を求めることが適当とする決定を受けたときは、利害関係人に対し「利害関係人呼出状」（別記第21号様式）により通知する。

通知を受けた利害関係人から、出頭を拒否する旨の申し出があった場合は、電話記録書等によりその記録を留めておくものとする。

- (5) 意見聴取担当入国審査官は、地方局長から、前記(2)の申出を行った利害関係人の参加を許可する旨の決定を受けた時は、利害関係人に対し「利害関係人参加許可通知書」(施行規則別記第37号の7様式)により通知し、また不許可とする場合には、不許可通知書(別記第6号様式)により通知する。ただし、急を要する場合は、電話又は口頭により行い、電話記録書等により通知を行った事実を記録し、併せて速やかに同通知書の交付を行う。

7 通訳人の手配

意見聴取担当入国審査官は、意見聴取を実施するに当たり、当該外国人の日本語理解能力が十分でない等、通訳人を必要と認める場合は、通訳人を手配する。通訳人と通訳に関する契約を結ぶ場合には、あらかじめ職務上知り得た事項について秘密を守るべき旨を記載した誓約書(別記第18号様式)に署名させる。

電話通訳を行う場合は、通訳人が円滑かつ正確な通訳を行えるようにするため、事前に在留資格の取消しに係る関係書類を通訳人に提供することが想定されることから、書類の複写厳禁及び使用後の廃棄若しくは返却を徹底するため、誓約書を通訳人に郵送し、意見聴取前に通訳人から署名した誓約書を受領する。

8 文書等の閲覧

- (1) 被聴取者又はその代理人及び参加人又はその代理人(以下「被聴取者等」という。)は、意見聴取通知書の送達又は通知があった時から最後の意見聴取期日の終了の時までの間、在留資格の取消事案について調査した結果に係る調書その他の当該在留資格の取消の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる(施行規則第25条の12第1項)。

(注) ① 「在留資格の取消の原因となる事実を証する資料」とは、意見聴取において援用しようとする資料を含め、在留資格の取消しを根拠づける資料をいう。

② 被聴取者等でない者(例えば、参加人でない者が利害関係人であるとする場合や代理人資格証明書が提出されていない者等)が資料の閲覧を求めようとする場合は、申請に係る要件を満たしていないため不許可とし、速やかに不許可通知書(別記第6号様式)により通知する。

- (2) 意見聴取担当入国審査官は、意見聴取の期日前に、被聴取者等から「資料閲覧許可申請書」(施行規則別記第37号の14様式)により、閲覧の求めがあった場合は、第三者の利益を害するおそれの有無その他閲覧の可否について意見を付して、速やかに

所属する地方局長に報告しなければならない。

- (3) 地方局長は、文書等の閲覧の可否について、速やかに決定する。
- (4) 意見聴取担当入国審査官は、地方局長から、文書等の閲覧を許可する旨の決定を受けた時は、「資料閲覧許可通知書」（施行規則別記第3.7号の1.5様式）により被聴取者等にその旨を通知し、また不許可とする場合には、不許可通知書（別記第6号様式）により被聴取者等に不許可の事実及びその理由を通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、電話又は口頭により行い、電話記録書等により通知を行った事実を記録し、併せて速やかに同通知書の交付を行う。
- (5) 複数の被聴取者又はそれらの代理人及び参加人又はそれらの代理人等から文書等の閲覧の申出があった場合は、当該申出人ごとに資料閲覧許可申請書を提出させる。複数の申出人が資料の閲覧を同時（同席）に希望し、特段の支障がないと認められる場合には、同時に文書等の閲覧を許可することができる。
- (6) 資料閲覧許可通知書の作成
- 複数の者に対し同時に資料の閲覧を許可する場合は、資料閲覧許可通知書の「1 閲覧者」氏名欄に「〇〇〇他×名（別添のとおり）」と記載し、閲覧を許可した全対象者について、国籍・地域、氏名、性別、生年月日、在留資格、通知番号及び在留資格取消対象者との関係について記載したリスト等を作成の上添付し、また意見聴取手続を併合した場合は、「3 在留資格取消対象者」の氏名欄に「〇〇〇他×名（別添のとおり）」と記載し、同様のリスト等を作成の上添付する。
- (7) 被聴取者等に資料を閲覧させる場合には、プライバシーに十分配慮し、可能な限り個室において行う。適当な個室がない場合においても、一般の申請者等の第三者が立ち入ることができない場所を確保するように配慮する。また、資料の紛失等を防止するため、入国審査官等の立会いの下、写しを閲覧させるものとする。

なお、被聴取者等に対する資料の写しの交付は認めない。

- (注) 閲覧の拒否は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒否することはできない（施行規則第2.5条の1.2第1項後段）。「第三者の利益」には、閲覧を請求する者以外の者のプライバシーや法人の営業の秘密等が含まれ、閲覧請求者との関係では、被聴取者や利害関係人も第三者となり得ることとなる。

第三者の利益に係る文書等であっても、当該文書等が在留資格の取消しに係る重大な根拠となるものである場合は、事前に当該第三者の承認を受けることにより閲覧を許可することができる。

「その他正当な理由」には、公益上の観点から生じる場合や閲覧請求が権利の濫用に当たる場合が考えられる。

なお、閲覧請求の対象文書の中に閲覧拒否事由に該当する部分があるときでも、その部分を隠すなどして部分開示することが可能な場合は、可能な限りそのような方法で閲覧請求に応えるものとする。

(8) 意見聴取期日における文書等の閲覧

意見聴取担当入国審査官は、被聴取者等から、意見聴取期日の進行に応じて新たな閲覧請求があった場合、その場で閲覧を許可することができるほか、当該意見聴取において閲覧させることができないと判断するときは、閲覧の日時及び場所を指定することができる（施行規則第25条の12第5項）。

ア 意見聴取担当入国審査官は、意見聴取期日における資料閲覧許可申請に備え、閲覧の可否及び閲覧を拒否する資料の拒否理由について、あらかじめ地方局長の決定を受けておくものとする。ただし、閲覧の可否に係る地方局長の決定を受けていない資料に関し、口頭による閲覧の申出があったときは、急を要する場合で、閲覧を認めることが明らかに相当と判断する資料であるときは、自らの判断で閲覧を許可することができる。

イ 意見聴取担当入国審査官は、当該意見聴取の場において閲覧を認めることができないと判断するときは、不許可通知書（別記第6号様式）により通知しなければならない。

9 意見聴取の期日又は場所の変更

(1) 意見聴取担当入国審査官は、被聴取者又はその代理人から、「意見聴取期日等変更申出書」（施行規則別記第37号の8様式）の提出があった場合は、意見を付して速やかに所属する地方局長に報告するものとする。

なお、代理人が同申出をする場合には、代理人資格証明書を添えて提出させなければならない。

(2) 意見聴取担当入国審査官は、職権により意見聴取の期日又は場所の変更が適当であると思われる場合は、意見を付して速やかに所属する地方局長に報告するものとする。

(3) 地方局長は、前記(1)又は(2)により、意見聴取の期日又は場所の変更が適当であると判断した場合は、意見聴取担当入国審査官又は他の入国審査官をして「意見聴取期日等変更通知書」（施行規則別記第37号の9様式）の送達により、被聴取者又は代理人（意見聴取期日等変更申出書の提出があったときは同申出人）に通知しなければならない。

なお、参加人又はその代理人がいる場合は、それらの者についても同様に通知しなければならない。

- (4) 急速を要するとき（前記3（3）イ（イ）に準ずる。）は、意見聴取期日等変更通知書の郵送又は直接の交付に代わり、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる（施行規則第25条の6第4項ただし書）。

口頭により通知した場合は、期日等変更通知を行った事実を電話記録書等により記録するとともに、速やかに意見聴取期日等変更通知書による通知を行う。

- (5) 意見聴取期日等の変更を不許可とした場合には、不許可通知書（別記第6号様式）により申出人に対し、通知しなければならない。

第2 意見聴取

1 意見聴取時における留意事項

(1) 出席者等の確認

意見聴取手続に当たり、出席者について次の事項を確認する。

ア 被聴取者が在留資格の取消手続を受ける本人であること。ただし、代理出頭が許可されてその者が出席する場合を除く。

イ 被聴取者が未成年者である場合は、その法定代理人、任意代理人その他被聴取者の権利を保護するのに適当な者が出席していること。

（注）「その他被聴取者の権利を保護するのに適当な者」とは、親族、同居人のほか、参加人以外の利害関係人をいう。

ウ 被聴取者の代理人が出席する場合は、代理人資格証明書に記載されている代理権を有する者であり、代理人出頭許可通知書により代理出頭が許可されていること。

エ 利害関係人が出席する場合は、利害関係人参加許可通知書又は利害関係人呼出状に記載されている者であること。

オ 被聴取者の日本語の能力が十分でないと判断した場合は、通訳人又は意見聴取担当入国審査官の通訳する外国語により意見聴取が可能であること。

(2) 録音、録画等の禁止

意見聴取担当入国審査官は、意見聴取において、被聴取者等による録音、録画及び写真撮影等は一切認めないこと。

(3) 意見聴取に出席しない者がいる場合

被聴取者等の一部が出席していないときであっても、意見聴取を行うことができる。

（注）

(4) 取消原因等の説明

意見聴取担当入国審査官は、最初の意見聴取期日の冒頭において、在留資格の取消し
の原因となる事実及び根拠となる法令の条項を意見聴取の期日に出頭した者に対して説
明しなければならない。

(5) 円滑な意見聴取手続の遂行

ア 意見聴取担当入国審査官は、被聴取者等に十分な発言、証拠の提出、質問の機会
を与えるとともに、効率的かつ円滑に意見聴取手続が行われるよう協力を求める。

イ 被聴取者等は、意見聴取手続において、手続を併合した対象者が複数出席する場
合や複数の被聴取者等が参加する場合は、それぞれ意見を述べ、証拠を提出し、及び
意見聴取担当入国審査官に対し質問を発することができる。

(注) 意見や質問は、在留資格の取消しの原因となる事実のみでなく、法の解釈・適
用についても意見を述べ質問をすることができる。

ウ 意見聴取担当入国審査官は、被聴取者等が当該事案の範囲を超えて陳述するとき、
その他意見聴取を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その陳述を制限する
ことができる。

エ 意見聴取担当入国審査官は、被聴取者等が意見聴取手続を妨害し、意見聴取に支
障が生じるおそれがあると認めた場合は、妨害をする被聴取者等に対し、退場を命じ
ることがある旨の警告を与える。

被聴取者等がこのような警告を無視して再度妨害を行うときは、被聴取者等に対
し、退場を命じることができる。

オ 意見聴取担当入国審査官は、被聴取者自身が意見聴取手続を妨害するなど、意見
聴取手続を続行することが困難となった場合は、意見聴取を中断し、当日の意見聴取
を再開しないときには、改めて意見聴取手続を続行するか、意見聴取手続を終結す
るかを検討の上、決定するものとする。

2 意見聴取調書の作成

(1) 意見聴取調書記載事項

意見聴取担当入国審査官は、意見の聴取を行ったときは、施行規則第25条の11第
1項各号に規定する事項を記載した「意見聴取調書」（別記第7号様式）を作成しなけ

ればならない。

(注1) 意見聴取調書記載事項

- ① 意見の聴取の件名
- ② 意見の聴取の期日及び場所
- ③ 意見聴取担当入国審査官の氏名
- ④ 意見聴取の期日に出頭した被聴取者等の国籍・地域、氏名、性別、年齢及び職業
- ⑤ 被聴取者等の陳述の要旨
- ⑥ 証拠書類又は証拠物が提出されたときは、その標目
- ⑦ その他参考となるべき事項

(注2) 調書作成時の注意事項については、第11編第7章を参照。

(2) 意見聴取調書記載要領

ア 手続を併合した場合

施行規則第25条の7の規定に基づき、併合した上で意見聴取手続を行う場合には、意見聴取調書頭書の身分事項欄には、在留資格取消対象者のうち、一人の身分事項を記載するとともに、氏名欄には「○○○他×名（別添リストのとおり）」と記載し、被聴取者全員のリストを作成の上、調書末尾に添付する。

また、調書を作成するに当たっては、誰の供述であるかが分かるように明確に記載する。

イ 証拠提出時の取扱い

(ア) 意見聴取調書への記載

被聴取者等から証拠書類等が提出されたときは、その内容、標目、数量等を提出者の面前において確実に確認し、その証拠書類等の内容に係る説明等について記載する。

なお、証拠書類等について、提出者が所有権を放棄し、次項記載の領置手続を執らない場合には、その事実についても記載する。

(イ) 証拠書類等の領置手続

意見聴取担当入国審査官は、被聴取者等から任意に提出された証拠書類等を領置することができる。その場合、意見聴取担当入国審査官は「領置調書・目録書」（別記第8号様式）を2通作成し、契印の上、その1通を提出者に対し交付しなければならない。

意見聴取担当入国審査官は領置中の証拠書類等の保管が必要でないとき

は、「領置物件還付請書」（別記第9号様式）を徴収した上で、提出者に還付しなければならない。

また、提出者から領置中の証拠書類等について、所有権放棄の申出があった場合には、「所有権放棄書」（別記第10号様式）の提出を求める。

ウ 被聴取者等の供述

被聴取者以外の者の供述については、アの手続に準じ、それぞれ誰の供述であるかを明確に調書に記載する。

エ 被聴取者等の署名

意見聴取担当入国審査官は、意見聴取に参加した被聴取者等全てに対し、調書を読み聞かせ、その内容に誤りがないことを確認した上で、全員から調書の末尾に署名させなければならない。

オ 通訳人の署名

通訳人を介し意見聴取を実施した場合は、意見聴取調書に通訳人にも署名を求める。

（注）通訳人の国籍（特に被聴取者と同一国籍の場合）等を考慮し、被聴取者等の面前での署名を求めることを控えるなど、そのプライバシーに十分配慮する。

（3）意見聴取調書の記載例

意見聴取調書は、前記（1）及び（2）を踏まえ、原則、次のアからカまでを記載するものとする。

ア 意見聴取の実施に係る記載

「上記の者に対する在留資格取消対象事案につき、令和〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇において、意見聴取担当入国審査官〇〇は、通訳人を介して〇〇語により次のとおり意見の聴取を行った。」

イ 被聴取者の国籍・地域等の供述に係る記載

「意見聴取担当入国審査官は、被聴取者に対し、国籍・地域、本籍地、出生地、居住地、職業、氏名及び生年月日を尋ねたところ、被聴取者は、任意次のとおり供述した。

国籍・地域及び本籍地は、〇〇

出生地は、〇〇

住居地は、〇〇

職業は、〇〇

氏名は、〇〇

生年月日は、〇〇年〇〇月〇〇日です。」

ウ 取消原因等の説明及び被聴取者からの聴取内容の記載

「意見聴取担当入国審査官は、被聴取者及びその他の参加人に対し、出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の9第2項の規定により、被聴取者、利害関係人又はそれらの代理人は意見の聴取に当たって意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに質問をすることができることなど意見聴取の手続を説明し、在留資格の取消しの原因となる事実について説明し、その事実に対する意見を尋ねたところ、被聴取者等は次のとおり供述した。

答)」

エ 証拠調べに係る聴取内容の記載

「意見聴取担当入国審査官は、証拠資料を閲覧させ、在留資格取消し事実に係る記載を読み聞かせ（又は「その要旨を告げ」）、証拠物はこれを被聴取者等に示すとともに、当該証拠物の記載内容については、その要旨を説明した上、被聴取者等に意見及び弁解の有無を尋ねたところ、被聴取者等は次のとおり供述した。

（取り調べた証拠資料の標目、記載部分及び証拠物は別紙目録のとおり）

答)・・・」

オ 被聴取者からの聴取内容の記載

「意見聴取担当入国審査官は、在留資格取消し事実又は情状に関し、なお取り調べるべきものがないかどうかを被聴取者等に確かめた上、申し述べることがあるかどうかを被聴取者等に尋ねたところ、被聴取者等は次のとおり供述した。

答)・・・」

カ 被聴取者等の署名

「被聴取者 ○○

代理人 ○○

利害関係人 ○○

以上録取し、被聴取者等に閲覧させた（又は「通訳人を介して、○○語で読み聞かせた」）ところ、いずれも、誤りがない旨を申し立て署名した。

前同日

○○出入国在留管理局

入国審査官 ○○

通訳人 ○○」

3 代理出頭による意見聴取における意見聴取調書の作成

(1) 施行規則第25条の8第2項の規定に基づき、被聴取者に代わって代理人から意見聴

取を行ったときは、「意見聴取調書（代理人）」（別記第11号様式）を作成しなければならない。

(2) 意見聴取調書（代理人）の記載事項及び記載要領は、本節第2の2（1）及び（2）に準じる。

(3) 意見聴取調書（代理人）の記載例は、次のとおりとする。

ア 代理人に対する意見聴取の実施に係る記載

「意見聴取担当入国審査官〇〇は、令和〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇において、在留資格取消対象者に係る出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第〇号につき、上記の者から、利害関係人及び利害関係人の代理人が出席して、通訳人を介して〇〇語により次のとおり意見の聴取を行ったところ、任意に次のとおり供述した。」

イ 被聴取者の代理人の国籍・地域等の供述に係る記載

「在留資格取消対象者の身分事項及び代理人との関係について尋ねたところ、次のとおり供述した。

在留資格取消対象者の国籍・地域は、

出生地は、

住居（居住）地は、

職業は、

氏名は、

生年月日、〇〇年〇〇月〇〇日です。

在留資格取消対象者と私の関係は、」

ウ 取消原因等の説明及び被聴取者の代理人からの聴取内容の記載

「意見聴取担当入国審査官は、代理人及びその他の参加人に対し、出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の8第2項の規定により、代理人、利害関係人又は利害関係人の代理人は意見の聴取に当たって意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに質問をすることができることなど意見聴取の手続を説明し、在留資格取消対象者の在留資格の取消しの原因となる事実について説明し、その事実に対する意見を尋ねたところ、代理人等は次のとおり供述した。

答)・・・」

エ 証拠調べに係る聴取内容の記載

「意見聴取担当入国審査官は、証拠資料を閲覧させ、在留資格取消事実に係る記載を読み聞かせ（又は「その要旨を告げ」）、証拠物はこれを代理人等に示すとともに、当該証拠物の記載内容については、その要旨を説明した上、代理人等に意見及び

弁解の有無を尋ねたところ、被聴取者等は次のとおり供述した。

(取り調べた証拠資料の標目、記載部分及び証拠物は別紙目録のとおり)

答)・・・」

オ 被聴取者の代理人からの聴取内容の記載

「意見聴取担当入国審査官は、在留資格取消事実又は情状に関し、なお取り調べるべきものがないかどうかを代理人等に確かめた上、申し述べることがあるかどうかを代理人等に尋ねたところ、次のとおり供述した。」

カ 被聴取者等の代理人等の署名

「代理人

利害関係人

以上録取し、代理人等に閲覧させた(又は「通訳人を介して、〇〇語で読み聞かせた」)ところ、いずれも、誤りがない旨を申し立て署名した。

前同日

〇〇出入国在留管理局

入国審査官

通訳人」

4 意見聴取手続の続行

意見聴取担当入国審査官は、意見聴取手続の当日のみでは、意見聴取手続を終えることができず、意見聴取を続行する必要があると判断した場合は、被聴取者(代理出頭による意見聴取の場合は当該代理人。以下本項について同じ。)に対し、意見聴取続行通知書を交付し、再度意見聴取手続への出頭を求めることができる。

この場合、当日の意見聴取手続終了後、意見聴取続行通知書は被聴取者にのみ交付し、同時に当日意見聴取手続に参加したその他の者に対しても口頭で通知する。

なお、正当な理由があり意見聴取を欠席した者がいる場合は、意見聴取手続の続行について、意見聴取続行通知書の送付又は電話により口頭で通知する。

5 意見聴取報告書の作成

意見聴取担当入国審査官は、意見聴取の終結後、施行規則第25条の11第2項各号に規定する事項を記載した「意見聴取報告書」(別記第12号様式)を作成し、これに署名押印して地方局長に報告しなければならない。

意見聴取報告書には次の事項を記載する(原則として(1)から(3)の順に、項を分けて記載する。)

(1) 在留資格の取消しの原因となる事実に対する被聴取者等の主張

- (2) 前記(1)の主張に対する意見聴取担当入国審査官の判断
- (3) 在留資格の取消しについての意見聴取担当入国審査官の意見

第4節 処分等

第1 取消しの可否の決定

1 地方局長の決定する事案

地方局長は、本庁に請訓するものを除き、在留資格の取消しの可否を決定する。

なお、正当な理由なく意見聴取に出頭しない次の場合は、原則として、在留資格の取消しを決定するものとする。

- (1) 在留資格取消対象者に対し、意見聴取通知書の送達（入管法第22条の4第3項ただし書による通知を含む。）後、正当な理由なく指定された期日に出頭しない場合
- (2) 代理出頭の申出に基づき、代理人からの意見聴取を許可した場合で当該代理人が正当な理由なく出頭に応じない場合

2 請訓範囲

第3編第2章第1節及び第2節を参照。

3 留意事項

- (1) 取消しの要否については、取消しは行うことが「できる」ものであり、必ず行わなければならないわけではないので、個別の事情を勘案して、取消しを行うか否かを判断することが必要である。

この取消しを行うか否かの判断は、引き続き在留を認めるに足る相当の理由があるか否かによる。

具体的には、例えば、入管法第22条の4第1項第5号又は第6号に該当するものとして意見聴取が行われたものの、他の在留資格に該当する活動を行っているとして在留資格変更許可申請が行われた場合や難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請中であるとして在留資格変更許可申請が行われた場合において、在留資格取消事由に該当することを踏まえて、当該申請を許可するときは、在留資格を取り消さない処分とする。

(注1) 在留資格取消手続中の者から在留資格変更許可申請があった場合、在留状況や申請内容等を総合的に勘案し、取消しの要否及び申請に対する許可を判断する必要がある。

(注2) 入管法第22条の4第1項第8号又は第9号に該当する事案のうち、取消対象者が16歳に満たない場合であって、当該取消事由が住居地届出の代理義務

者の義務不履行等により発生したものについては、意見聴取通知書を発出することなく終止にするなどして差し支えない。

- (2) 入管法第22条の5の規定に基づき、入管法第22条の4第1項第7号に該当することが判明して在留資格の取消しをしようとする場合には、対象となる外国人に対して、在留資格の変更許可申請又は永住許可申請の機会を与えるように配慮しなければならない。

したがって、在留資格の取消しをしようとする場合で、配偶者としての活動を行わないで在留していることにつき正当な理由が認められないときは、在留資格変更許可申請又は永住許可申請を行うことができる旨を説明するものとし、説明を行った旨、説明日時及び説明者氏名を適宜の書面に記載して一連記録に編てつする。当該説明を受けた外国人が申請を希望した場合は申請を受理し、第5節第4の規定にかかわらず、在留資格変更許可申請等に係る処分を優先して行う。

なお、この場合において、原則として、当該説明を行った日の翌日から30日以内に申請がなされない場合で、申請がなされないことにつき正当な理由が認められない場合は、速やかに後記第2の2のとおり措置する。

第2 措置

地方局長は、出入国在留管理庁長官から前記第1の2の請訓の結果を受け、又は自ら、在留資格の取消しの可否について決定し、在留資格を取り消さないこととしたときは後記1により、在留資格を取り消すこととしたときは後記2のとおり措置する。

1 在留資格を取り消さない場合の措置

- (1) 意見聴取通知書の送達又は通知後、在留資格を取り消さないこととした場合には、被聴取者又は代理人の出頭を求めて「通知書」（別記第13号の2様式）を交付し、又は郵送により通知する（施行規則第25条の14）とともに、必要な事項をFEISに入力する。

（注）在留資格を取り消さないことの通知を行うことによって、みなし再入国許可の除外事由（施行規則第29条の4）に該当しなくなるほか、入管法第22条の4第1項第1号に該当するもの（入管法第5条第1項第4号、第5号、第7号、第9号又は第9号の2に該当する場合に限る。）として在留資格取消手続が執られた場合は、入管法第5条の2に規定する上陸拒否の特例に係る通知の対象となる（施行規則第4条の2第1項第1号ルに該当）ことから、原則として上陸拒否の特例に係る通知を併せて行う（第6編第2章第2節第10を参照）。

- (2) 

2 在留資格を取り消す場合の措置

在留資格を取り消す場合は、「在留資格取消通知書」（施行規則別記第37号の16様式。ただし、入管法第22条の4第7項本文の規定により期間を指定する場合にあっては別記第37号の17様式。）の送達を行う。送達に関する具体的な手続については第4節の2を参照。

（注）入管法第22条の4第7項ただし書による場合は、同項本文の規定にかかわらず、当該外国人が出国するために必要な期間（以下「出国期間」という。）を指定することなく、退去強制手続をとる。

同項ただし書の「逃亡すると疑うに足りる相当の理由がある場合」とは、在留資格を取り消して出国期間を指定したとしても、当該期間中に任意に出国することなく、当局から故意に行方をくらませて、退去を免れようとするのが疑われ、その疑いを抱くことにつき相当の理由がある場合をいう。その判断に当たっては、当該外国人の生活状況、在留資格に応じた活動を行わなくなった経緯、背後関係の有無、取消事由が発覚した経緯、取消手続中の挙動等の事情を総合的に考慮することとなる。

例えば、技能実習生が実習先から無断で離脱して行方不明になった場合、在留資格取消手続における意見聴取のための呼出しに正当な理由がないのに応じない場合などは、それ自体が逃亡を疑わせる一つの要素になると考えられる。逆に、それまでの日本での生活状況や人間関係、本国の家族とのやり取り等に照らし、逃亡生活を選ぶよりも自ら出国することを選ぶ可能性が高いと客観的に認められる者などは、「逃亡すると疑うに足りる相当の理由がある」とは言い難い場合が多いと考えられる。

（1）在留資格取消通知書の作成

ア 取消しの理由の記載

在留資格取消通知書（施行規則別記第37号の16様式及び同別記第37号の17様式）の「6 取消しの理由」欄への記載は、後記（注）の「取消しの理由の記載例」を参考にして可能な限り具体的にその理由を記載する。

（注）取消しの理由の記載例

- ① 入管法第22条の4第1項第1号に該当する場合

a 法第5条第1項第4号該当

あなたは、〇〇年〇〇月〇〇日に懲役〇年〇月執行猶予〇年の刑に処せられ、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第4号に該当するにもかかわらず、虚偽の記載をした外国人入国記録を提出することにより、△△年△△月△△日、上陸許可の証印（上陸特別許可）を受けていることから、同法第22条の4第1項第1号に該当します。

b 法第5条第1項第5号該当

あなたは、〇〇年〇〇月〇〇日に覚醒剤取締法に違反して、懲役〇年〇月執行猶予〇年の刑に処せられ、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第5号に該当するにもかかわらず、虚偽の記載をした外国人入国記録を提出することにより、△△年△△月△△日、上陸許可の証印（上陸特別許可）を受けていることから、同法第22条の4第1項第1号に該当します。

c 法第5条第1項第6号該当

あなたは、覚醒剤取締法に定める覚醒剤を不法に所持し、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第6号に該当するにもかかわらず、虚偽の記載をした外国人入国記録を提出することにより、〇〇年〇〇月〇〇日に上陸許可の証印（上陸特別許可）を受けていることから、同法第22条の4第1項第1号に該当します。

d 法第5条第1項第9号

・ あなたは、〇〇年〇〇月〇〇日に退去強制され（ており）、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第9号ロに該当するにもかかわらず、虚偽の記載をした外国人入国記録を提出することにより、△△年△△月△△日、上陸許可の証印（上陸特別許可）を受けていることから、同法第22条の4第1項第1号に該当します。

・ あなたは、〇〇年〇〇月〇〇日、出国命令により出国しており、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第9号ニに該当するにもかかわらず、虚偽の記載をした外国人入国記録を提出することにより、△△年△△月△△日、上陸許可の証印（上陸特別許可）を受けていることから、同法第22条の4第1項第1号に該当します。

② 入管法第22条の4第1項第2号に該当する場合

あなたは、〇〇年〇〇月〇〇日に行った在留期間更新許可申請（上陸許可申請、在留資格変更許可申請、永住許可申請、在留資格取得許可申請）において、

虚偽の内容の書面（具体的な文書名を記載）を提出することにより、△△年△△月△△日、在留期間更新許可（上陸許可の証印、上陸特別許可、在留資格変更許可、永住許可、在留資格取得許可）を受けていることから、出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第2号に該当します。

③ 入管法第22条の4第1項第3号に該当する場合

- ・ あなたは、〇〇年〇〇月〇〇日に行った在留期間更新許可申請（上陸許可申請、在留資格変更許可申請、永住許可申請、在留資格取得許可申請）において、不実の記載のある文書（図面）（具体的な文書名を記載）を提出（提示）することにより、△△年△△月△△日、在留期間更新許可（上陸許可の証印、上陸特別許可、在留資格変更許可、永住許可、在留資格取得許可）を受けていることから、出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第3号に該当します。
- ・ あなたは、〇〇年〇〇月〇〇日に行った在留資格認定証明書交付申請において、不実の記載のある文書（図面）（具体的な文書名を記載）を提出（提示）して在留資格認定証明書の交付を受け、△△年△△月△△日、これを提示することにより上陸許可の証印を受けていることから、出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第3号に該当します。

④ 入管法第22条の4第1項第4号に該当する場合

あなたは、虚偽の内容の書面（具体的な文書名を記載）を提出することにより、〇〇年〇〇月〇〇日、在留特別許可（仮滞在許可に係る在留資格取得許可）を受けていることから、出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第4号に該当します。

⑤ 入管法第22条の4第1項第5号に該当する場合

a 他の活動を行っている場合

あなたは、〇〇年〇〇月〇〇日に上陸許可を受け、在留資格「留学」をもって在留中ですが、在籍している〇〇日本語学校に△△年△△月△△日以降全く出席せず、正当な理由がないのに、在留資格「留学」に係る活動を行っていないとともに、●●において△△を行っており、正当な理由がないのに他の活動を行い在留していることから、出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第5号に該当します。

b 他の活動を行おうとしている場合

あなたは、〇〇年〇〇月〇〇日に上陸許可を受け、在留資格「留学」をも

って在留中ですが、〇〇日本語学校を出席不良により△△年△△月△△日付けをもって同校を除籍されて以降、正当な理由がないのに、在留資格「留学」に係る活動を行っていないとともに、仕事のあっせんを受けて△△に転居するなどし、正当な理由がないのに他の活動を行おうとして在留していることから、出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第5号に該当します。

⑥ 入管法第22条の4第1項第6号に該当する場合

- ・ あなたは、〇〇年〇〇月〇〇日に上陸許可を受け、在留資格「留学」をもって在留中ですが、〇〇日本語学校を出席不良により、△△年△△月△△日付けをもって同校を除籍され、正当な理由がなく、在留資格「〇〇」に係る活動を継続して3月以上行っていないことから、出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第6号に該当します。
- ・ あなたは、〇〇年〇〇月〇〇日に在留期間更新許可を受け、在留資格「技能実習2号ロ」をもって在留中ですが、△△年△△月△△日の実習を最後に実習実施者から失踪し、正当な理由がなく、在留資格「技能実習2号ロ」に係る活動を継続して3月以上行っていないことから、出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第6号に該当します。

⑦ 入管法第22条の4第1項第7号に該当する場合

あなたは、〇〇年〇〇月〇〇日に上陸許可の証印を受け、在留資格「日本人の配偶者等」（「永住者の配偶者等」）をもって在留中ですが、△△年△△月△△日をもって配偶者と離婚しており、正当な理由がなく、在留資格「日本人の配偶者等」（「永住者の配偶者等」）に係る活動を継続して6月以上行っていないことから、出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第7号に該当します。

⑧ 入管法第22条の4第1項第8号に該当する場合

あなたは、上陸許可の証印（上陸特別許可、在留資格変更許可、在留期間更新許可、永住許可、在留資格取得許可、在留特別許可、仮滞在許可に係る在留資格取得許可）を受けた〇〇年〇〇月〇〇日から90日以内に、正当な理由がなく、出入国在留管理庁長官に、住居地の届出をしていないことから、出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第8号に該当します。

⑨ 入管法第22条の4第1項第9号に該当する場合

あなたは、出入国在留管理庁長官に届け出た住居地を退去した日から90日

以内に、正当な理由がなく、出入国在留管理庁長官に新住居地の届出をしていないことから、出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第9号に該当します。

⑩ 入管法第22条の4第1項第10号に該当する場合

あなたは、〇〇年〇〇月〇〇日に、出入国在留管理庁長官に虚偽の住居地を届け出たので、出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第10号に該当します。

⑪ 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年法律第88号）による改正前の入管法第22条の4第1項第3号に該当する場合

あなたは、〇〇年〇〇月〇〇日に行った在留期間更新許可申請（上陸許可申請、在留資格変更許可申請、永住許可申請、在留資格取得許可申請）において、虚偽の内容の書面（具体的な文書名を記載）を提出することにより、△△年△△月△△日（※平成29年1月1日より前の日を記載）、在留期間更新許可（上陸許可の証印、上陸特別許可、在留資格変更許可、永住許可、在留資格取得許可）を受けていることから、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年法律第88号）による改正前の出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第3号に該当します。

イ 出国期間及び必要と認められる条件の指定（施行規則別記第37号の17様式）

（ア）出国期間の指定

在留資格取消通知書の「7 出国期間」欄には、送達の方法により、次のとおり期日を指定して記入するとともに、指定した出国期間及び期限をFEISに入力する。

① 送付送達を行う場合

原則として、発送の日の翌日から起算して20日目の日として作成し送付する。ただし、離島等、郵送に日数を要することがあらかじめ把握されているときは、郵送に必要な日数を加算する。

（参考）日本郵便のウェブサイトにおいて郵送にかかる日数の目安を調べることができる。

なお、郵便事情等により送達が遅れて完了した場合であって、送達を受けた外国人から遅れて送達が完了したことについて疎明資料の提出があった場合は、実際に送達完了した日から出国期間を指定した新たな在留資格取消通知書を作成して交付するとともに、FEIS上の送達完了日の修正を行う。

② 交付送達を行う場合

原則として、交付の日の翌日から起算して20日目の日

③ 公示送達が完了した場合

原則として、公示送達の完了日（法務省の掲示場に掲示を始めた日から起算して2週間を経過した日）から起算して7日目の日

(イ) 条件の指定

① 住居の指定

指定住居の記載については、住居の屋号、号室等まで記載する。

② 行動範囲の指定

行動範囲については、指定住居の属する都道府県及び出国予定空海港までの経路を記載し、病院への通院又は渡航文書の手続等の特別な事情があると地方局長が認めた場合には、それに応じて定めることとする。

例1：東京都及び出国の際の成田国際空港までの順路による通過経路

例2：東京都、神奈川県横浜市所在の〇〇総合病院へ通院の際の同病院及び同病院までの経路並びに出国の際の成田国際空港までの順路による通過経路

③ 就労活動の制限

本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動の禁止を条件に付する。

④ その他の条件

前記①から③までのほか、特に必要と認める事項を条件に付する。

⑤ 注意事項の記載

次のとおり記載する。

「付された条件に違反した場合には、出国期間の指定を取り消す場合があります。」

⑥ 公示送達が完了した場合の記載

後記第4節の2第2の4（3）ウ参照。

(2) 上陸許可証印等の抹消

ア 送達の完了により在留資格が取り消された者からの出国確認の申請や当該者の出頭等により、当該取消処分が旅券又は在留資格証明書に記載されている在留資格に係るものであることを地方出入国在留管理官署において確認したときは、当該在留資格の証印に取消（CANCELLED）印を押印し、「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日在留資格取消し（通知番号）」と記載の上、処分庁名印又は入国審査官認証印を押印し、在留カード

を所持する者については在留カードを返納させる。返納された在留カードについては、穿孔処理をして還付する（在留カードの券面に記載された身分事項が真正なものである場合に限る。）。

（注1）公示送達により在留資格取消通知書の送付を受けた者に対しては、上記アの措置に当たって、在留資格取消通知書に記載された事項を口頭で説明する。

（注2）中長期在留者で、新規の上陸許可後に在留期間更新許可処分等を受けていないものについては、旅券等にある在留資格の証印に係る措置及び在留カードの返納に係る措置が必要となる。

イ 在留資格取消処分日以降に有効期限を迎える再入国許可を受けている場合には、再入国許可証印に取消（CANCELLED）印を押印する。資格外活動許可を受けている場合にも同様に措置する。

ウ 公示送達以外の方法により送達した場合は、送達の日から14日以内に郵送又は出頭により在留カードを返納する必要がある旨を記載した書面を在留資格取消通知書の送達に併せて送付又は交付する。

（3）取消訴訟の提起に関する事項の教示

在留資格取消通知書を送達する場合（公示送達を除く。）は、第10編第1章第4節第2の11の規定に準じ、取消対象者に対して取消訴訟の提起に関する事項の教示を行う（在留資格取消通知書の送達に併せて送付又は交付する。）。公示送達完了後、出訴期間中にある者が出頭等した場合も同様とする。

なお、公示送達による場合の出訴期間については、公示送達の完了日を「処分又は裁決があったことを知った日」とし、公示送達の完了日から6か月間を出訴期間として取り扱う。

（4）警備部門への通報

ア 入管法第22条の4第1項第1号若しくは第2号に該当する場合又は同条第7項ただし書による場合に在留資格取消通知書を送達したときは、当該外国人について、「退去強制事由該当容疑者通報書」（別記第14号様式）により警備部門へ通報する。

なお、地方出入国在留管理官署内において取消対象者に対して在留資格取消通知書を出会送達した場合は、通報書と共に入国警備官に当該外国人の身柄を引き渡す。

イ 入管法第22条の4第1項第3号から第10号まで（第5号については同条第7項ただし書による場合を除く。）のいずれかに該当するものとして在留資格取消通知書を送達した者について、前記（1）に規定する出国期間を経過しても当該外国人の出国事実が確認できない場合は、退去強制事由該当容疑者通報書により警備部門へ通

報する。

ウ 在留資格を取り消す決定をしたものの、在留資格取消通知書の送達手続が不調又は時間を要する場合（公示送達のための調査を含む。）は、当該外国人について、「在留資格取消決定連絡書」（別記第15号様式）により警備部門へ連絡し、送達手続又は住居地の調査等について必要な協議を行う。

（注）前記の場合に限らず、在留資格の取消しの決定に伴う退去強制事由の発生、送達手続又は住居地の調査等について、必要に応じ、関係部門と適宜調整を図る。

(5)

ア

イ

(6)

第3 条件の変更等

1 在留資格取消通知書に記載された条件の変更

(1) 出国期間の変更

出国期間等を指定された当該外国人から出国期間の変更の申出があったときは、出国期間変更の必要性を疎明するに足りる資料を添付させた上で、「条件変更申出書」（別記第16号様式）を提出させる。

出国期間の変更にやむを得ない理由があり、それを相当と認める時は、当初指定した期間を含め通算して30日を超えない範囲において、変更を許可することができる。

出国期間の変更を許可する場合は、在留資格取消通知書上の出国期間を二重線で抹消し、新たに指定した出国期間を記載の上、地方局長の印を押印する。ただし、当該外国人が支局又は出張所において出国期間の変更を申し出た場合で、当該申出に緊急の事情があると認められる場合は、電話等により地方局長の承認を得た上で、地方局長の印に

代えて、支局又は出張所の長の印を押印することにより、出国期間の変更を許可することができる。

なお、出国期間の変更を許可しないときは、当該外国人に対し、その旨を口頭で通知する。

また、出国期間の変更を許可した場合は、新たな出国期間をF E I Sに入力する。

(2) 指定住居の変更

出国期間等を指定された外国人から指定住居の変更の申出があったときは、住居変更の必要性を疎明するに足りる書類を添付させた上で、条件変更申出書を提出させる。

指定住居の変更に合理的理由があり、それを相当と認めるときは、在留資格取消通知書上の指定住居を2重線で抹消し、新たに指定した住居を記載の上、地方局長の印を押印するとともに、新たな指定住居をF E I Sに入力する。

ただし、当該外国人が支局又は出張所において指定住居の変更を申し出た場合で、当該申出に緊急の事情があると認められる場合は、電話等により地方局長の承認を得た上で、地方局長の印に代えて、支局又は出張所の長の印を押印することにより、指定住居の変更を認めることができる。

なお、指定住居の変更を認めないときは、当該外国人に対し、その旨を口頭で通知する。

(3) 行動範囲の一時拡大

出国期間等を指定された外国人から行動範囲の一時拡大の申出があったときは、旅行の目的、必要性、旅行に要する期間等を疎明するに足りる書類を添付させた上で、条件変更申出書を提出させる。

行動範囲の一時拡大に合理的理由があり、それを相当と認めるときは、在留資格取消通知書の余白又は裏面に「〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までの間、〇〇への行動範囲拡大を認める。」旨を記載し、地方局長の印を押印するとともに、行動範囲の拡大をF E I Sに入力する。

なお、当該外国人が支局又は出張所において行動範囲の一時拡大を申し出た場合及び行動範囲の一時拡大を許可しないときの取扱いは、前記(1)に準じる。

2 条件違反が判明した場合の取扱い

(1) 地方局長は、当該外国人が在留資格取消通知書上の条件に違反したことが判明した場合は、出国期間等の指定を取り消すか否かを決定する。

(2) 地方局長は、条件の違反がやむを得ない事情による場合又は軽微な場合を除き、出国期間等の指定を取り消し、在留資格取消通知書に記載された出国期間を2重線で抹消し、

出国可能な船舶又は航空機の直近のものがある日を期日として記載の上、地方局長の印を押印するとともに、出国期間の取消をF E I Sに入力する。

当該外国人に対し、当該期日までの速やかな出国を求めるとともに、当該期日までに出国しなかったときは、退去強制事由該当容疑者通報書により警備部門へ通報する。

なお、出国期間等の指定の取消権者は、当該外国人の在留資格を取り消した地方局長である。

また、行動範囲や経路の逸脱があった場合でも、その原因が不注意等過失によるもので、逃亡の意思が全くない場合は、取消しを行わない。

(注1) 当該外国人が紛失等により在留資格取消通知書を所持していない場合は、従前の通知書を再作成した上で記載の変更を行う。

(注2) F E I Sへの入力とは出国期間の取消しに伴い決定した期日の入力により行う。

第4 出国の確認

- 1 入国審査官は、出国期間等の条件の指定を受けた外国人が出国確認の申請を行ったときは、在留資格取消通知書に記載された出国期間等の条件を確認した上で、出国確認を行う（後記3の手続を必要としない場合は出国審査ブース限りで処理して差し支えない。）。

なお、在留資格取消通知書は回収しない。

(注1) 地方局においては、進行管理の一環として、取消処分の対象者の出国事実の有無を随時確認する。

(注2) 

- 2 入国審査官は、出国期間等の条件の指定を受けた外国人が指定された行動範囲外の出入国港から出国しようとする場合であって、本節第3の1(3)に規定する行動範囲の一時拡大を認められていない者が、既に出国のために出入国港へ出頭し、指定された出国期間内に出国しようとするときは、前記1により出国確認を行う。
- 3 上陸許可証印等の抹消等

出国確認を行った取消対象者の所持する旅券に記載されている在留資格に係る証印及び再入国許可証印については、旅券上の処理が未了の者については、本節第2の2(2)に従い証印の抹消等を行う。

第5 在留資格取消手続の終止

在留資格取消手続中に以下の事実が判明した場合は、地方局長へ報告の上、在留資格取消手続を終止とする。

(注1)

(注2) 意見聴取通知書の送達等をした後、在留資格取消事由に該当することを踏まえて、在留申請の許可を決定したとき又は請訓の結果許可すべき旨の通知を受けたときは、在留資格取消手続を終止とすることなく、第1章第4節第2の1の措置（在留資格を取り消さない場合の措置）を行う。

- 1 単純出国した場合
- 2 再入国許可（みなし再入国許可を含む。）による出国後、当該許可の有効期間を経過して再入国しなかった場合
(注) 在外公館における再入国許可の有効期間延長許可の可能性に留意すること。
- 3 在留期間（入管法第20条第6項（第21条第4項において準用する場合を含む。）の規定により本邦に在留することができる期間を含む。）の満了日を経過した場合
- 4 退去強制令書が発付された場合
- 5 入管法第50条の規定による在留を特別に許可された場合
- 6 死亡又は日本国籍があることが判明若しくは日本国籍を取得した場合
- 7 その他地方局長が意見聴取通知書の送達又は通知前に在留資格取消手続の終止を適当と判断した場合

第6 取消し記録の取扱い等

1 警備部門への取消し記録の引渡し

次の警備部門に通報する案件については、原則として一連記録の原本を警備部門に引き渡すものとする。

- (1) 入管法第22条の4第1項第1号、第2号若しくは第5号（同条第7項ただし書による場合に限る。）の規定により在留資格を取り消した案件
- (2) 入管法第22条の4第1項第3号から第10号まで（第5号については、同条第7項ただし書による場合を除く。）の規定により在留資格を取り消したもののうち、指定した出国期間を経過した案件
- (3) その他警備部門への通報が必要と認められる案件

2 画像照会システムに入力する文書

(1) 警備部門に取消し記録の原本を引き渡す案件

一連記録の原本は警備部門において保存されるため、出入国管理画像照会システムには、事案の概要等が分かる次の文書を画像入力するものとする。ただし、地方局等の実

情に応じて、その他の文書を入力しても差し支えない。

- ア 在留資格取消対象者に係る端緒報告書
- イ 供述調書
- ウ 意見聴取調書
- エ 意見聴取報告書
- オ 在留資格取消通知書
- カ 公示送達の進達に係る文書
- キ 在留資格の取消しの可否に関する決裁文書
- ク 終止処分に係る決裁文書
- ケ その他審査の参考となる文書

(2) 上記(1)以外の案件

原則として、出入国管理画像照会システムに入力したデータを正本として保存する。この場合、一連記録の全ての写しを画像照会システムに入力した記録の原本については廃棄するものとする。

(注) 上記(1)及び(2)において、首席審査官等の判断により、審査部門において紙媒体を保存しておくことが適当と認められる案件については、紙媒体で保存しても差し支えない。ただし、この場合の紙媒体は、正本とは別の行政文書となるため、保存期間や延長手続等に留意すること。

第4節の2 送達

第1 送達する書類

在留資格取消手続における意見聴取通知書及び在留資格取消通知書（以下「意見聴取通知書等」という。）の送達については、入管法第61条の8の2及び本節に定めるところによる。

なお、同条に定める送達の手続は、意見聴取通知書等の送達に限り適用され、その他の書類の交付又は通知には適用されない（入管法第22条の4第3項、第6項）。

第2 送達の方法と手続

入管法第61条の8の2に規定する送達の方法は、郵便又は信書便による送達（以下「送付送達」という。）、交付送達及び公示送達が定められている。

1 全般的留意事項

(1) 送達を受けるべき者

ア 原則

送達に係る意見聴取通知書等に記載された事項の効力は、送達を受けるべき者に対する送達の完了によって発生する。

イ 法定代理人に対する送達

送達を受けるべき者が未成年者、成年被後見人、代理権付与の審判がなされた被補佐人・被補助人である場合は、法定代理人に意見聴取通知書等を送達し、当該送達の完了によって、当該送達を受けるべき未成年者等に対して当該意見聴取通知書等に記載された事項の効力が発生する。

ウ 再入国出国中の者に対する送達

送達を受けるべき者が再入国出国中である場合であっても、当該送達を受けるべき者の住居地があるときは、当該住居地に意見聴取通知書等を送達すること自体はできるが、意見聴取通知書については、あらかじめ意見聴取の期日を設定することが困難であり、在留資格取消通知書については、出国期間の指定が困難であること等から、送達を受けるべき者が再入国出国中である場合には、公示送達を含め、意見聴取通知書等の送達を行わない。

なお、在留資格取消通知書の公示送達中の取消対象者から、再入国出国するとして再入国許可申請がなされた場合は、同申請を不許可とし、併せて在留資格取消通知書の交付送達等を行い、現に再入国許可を有するとして出国確認の申請がなされた場合には、公示送達中であること及び公示送達完了後の再入国許可による再入国はできないことを伝達し、そのような事情を前提として出国する旨を記載・証明した書面（任意書式）を提出させた上、出国確認を行う。当該書面については、在留資格取消手続を行っている地方局に送付し、送付を受けた地方局においては、当該者の在留資格取消手続に関する記録とともに編てつして保管する。

（注）再入国出国中に在留資格取消通知書の公示送達が完了した者については、公示送達の完了をもって在留資格が取り消され、出国時に有していた再入国許可も失効することから、再入国許可による上陸の申請がなされた場合には、無査証事案として対応する。

(2) 送達すべき場所

ア 原則

送付送達又は交付送達により送達を行う場合は、原則として、送達すべき場所は送達を受けるべき者の住居地となるが（入管法第61条の8の2第1項）、送達を受けるべき者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる（同条第

4項)。

なお、住居地とは出入国在留管理庁長官に対して届け出られているものに限定されるものではなく、例えば、送達を受けるべき外国人が知人宅に相当期間寝泊まりしている場合については、当該知人宅を住居地として届け出ていなかったとしても、当該知人宅を送達すべき場所とすることができることがある。

イ 外国人が刑事施設に收容されている場合

(ア) 送達を受けるべき者が刑事施設に入所するまで単身で世帯を構成していた場合は、当該刑事施設を送達すべき場所とする。

(イ) 送達を受けるべき者が刑事施設に入所するまで家族と住居地を一にしていた場合は、当該家族の住居地を送達すべき住居地となる。なお、送達を受けるべき者が、收容されている施設において意見聴取通知書等の交付を受けることについて異議がない場合は、当該施設において当該外国人に書類を交付して送達を行うことができる。

(注) 送達を受けるべき者が收容される以前に居住していた住居地に、当該送達を受けるべき者の親族が当該住居地に現に居住しているときは、当該住居地を当該送達を受けるべき者の住居地とすることができる。(昭和52年1月31日東京地裁判決、昭和53年3月14日東京高裁判決)。

ウ 住居地と認定できる場所がないとき

送達を受けるべき者に対して、居所や現所在地において意見聴取通知書等を交付することについて異議があるか確認し、異議がなければ意見聴取通知書等を交付し、異議を申し立てた場合は、公示送達する。

2 送付送達

送達する意見聴取通知書等を送達を受けるべき者の住居地に郵送することで送達を行う。

(1) 方法

原則として書留等(特殊扱いとされる郵便のうち、郵便の配達又は交付を記録する郵便(書留、配達証明、内容証明、本人限定受取等をいう。以下同じ。))により送付する。

(注) 特殊扱いとされる郵便とは、郵便のうち、郵便法第44条の規定によるもの(速達の取扱いによる郵便を除く。)をいう。

(2) 送達の完了

郵便物の差出しから配達までの記録が日本郵便においてなされるため、送達を受けるべき者の住居地に配達された時(到達時)に送達が完了する。

(3) 手続

ア 「転送不要」の表示を行った上で、書留等により送付する。

イ 送付送達を行う場合は、送達を行う書類の名称、送達を受けるべき者の氏名、宛先及び発送の年月日を記録し、通知書番号を付して送付台帳（適宜の様式のもの）を作成する。なお、同一人に対し複数回送付を行う場合は、送付の度に新たな記録を行う。

（注1）書留等により送付送達を行う場合は、通常の手続きによる郵便と異なり、記録の作成が法律上義務付けられているものではないが、適正な送達手続を行うため記録の作成を行う。なお、通常の手続きによる郵便をもって送付送達を行う場合は、送達を行う書類の名称、送達を受けるべき者の氏名、宛先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しなければならない（入管法第61条の8の2第3項）。

（注2）送付台帳は必要な項目が記載されていれば単一の台帳である必要はなく、在留資格取消手続に係る進行管理簿（適宜の様式のもの）を作成した場合には、当該管理簿と兼用して差し支えない。

ウ 送達を行う通知書の写しを作成し、書留により通知書を発送した際に交付される受領証とともに、一連記録に編てつして保管する。

エ 意見聴取通知書等を発送した後は、日本郵便の郵便追跡サービスを利用して、書類の配達状況を確認し、配達を確認された場合は、当該意見聴取通知書等の写しの欄外に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日送付送達」と記載し、送達の完了を確認した者が署名又は押印する。また、送付台帳に送達の完了を記載するとともに、送達の完了及び必要な事項をF E I Sに入力する。

（注）可能な範囲で、インターネットによる日本郵便の郵便追跡サービスを利用することとし、配達完了画面を印刷して一連記録に編てつして保管する。

オ 宛先不明等の理由により、意見聴取通知書等が返送されてきた場合は、送付台帳に返送の事実と返送を受けた日付を記載する。

（注）送付送達は、制度上、郵便（日本郵便（郵便事業株式会社）が扱うものを指す。）又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定するもの）により行うことができるとされている（入管法第61条の8の2第1項）。

通常の手続きによる郵便（郵便のうち郵便法第44条の規定による特殊取扱いとされる郵便（速達の手続きによる郵便を除く。）以外のものをいう。）により送達を行った場合は、その完了は、通常到達すべきであった時に送達があったも

のと推定されるが、送達の実事になかった等の反証がある場合、送達は完了しない。なお、「通常到達すべきであった時」とは、そのときの郵便の事情と地理的事実等を考慮して合理的に判定される時をいう。

3 交付送達

(1) 方法

ア 原則

入国審査官又は入国警備官が送達を受けるべき者の住居地において、送達を受けるべき者に意見聴取通知書等を交付して行う。

イ 前記ア以外の送達

(ア) 出会送達（入管法第61条の8の2第4項）

送達を受けるべき者に異議がないときは、出会った場所その他の住居地以外の場所において意見聴取通知書等を交付して行う。

(イ) 補充送達（入管法第61条の8の2第5項第1号）

送達を受けるべき者の住居地において、送達を受けるべき者本人に出会わない場合、同居の者であって、送達を受けるべき者に受領した意見聴取通知書等を交付することが期待できるものに意見聴取通知書等を交付して行う。

(注1) 送達を受けるべき者の住居地以外の場所で補充送達を行うことはできない。

(注2) 「同居の者」とは、必ずしも親族又は生計を一にしていることを要しない。

(注3) 「交付をすることが期待できるもの」とは、意見聴取通知書等の送達の趣旨を了解し、受領した意見聴取通知書等を送達を受けるべき者に交付することを期待しうる能力を有する者をいい、必ずしも成年者であることを要しない。

(注4) 「送達を受けるべき者の住居地において、送達を受けるべき者本人に出会わない場合」とは、現に送達を受けるべき者本人が当該住居地に居住しているものの、外出等不在のため出会わなかったときを指すのであり、補充送達を行うためには、送達を受けるべき者が当該住居地に実際に居住していることが前提となる。

(ウ) 差置送達（入管法第61条の8の2第5項第2号）

送達を受けるべき者又は前記（イ）に規定する補充送達を受けられる者が、その住居地にいない場合又はこれらの者が宛名の誤記等の正当な理由がなく意見聴

取通知書等の受領を拒んだ場合に、当該住居地（玄関内、郵便受け等）に意見聴取通知書等を差し置くことにより行う。

（注1）送達を受けるべき者の住居地以外の場所においては、差置送達を行わない。

（注2）差置送達を行った当該住居地が送達を受けるべき者の住居地でないことが明らかになった等の反証がある場合、差置送達は完了しない。

（注3）意見聴取通知書等の受領拒否の正当な理由がある場合とは、例えば、当該意見聴取通知書等の宛名に誤記がある場合等である。

（注4）補充送達同様、差置送達を行うためには、送達を受けるべき者が当該住居地に実際に居住していることが前提となる。

（2）手続

ア 送達を受けるべき者の住居地において交付送達（補充送達を含む。）を行う場合は、あらかじめ送達を行う意見聴取通知書等の写しを作成し、送達を受ける者（補充送達において本人に代わって送達を受ける者を含む。）に対し意見聴取通知書等の本信を交付するとともに、写しの欄外に当該送達を受けた者の受領の署名及び受領の日付を徴する。

イ 送達を受けるべき者の出頭を求めて出会送達を行う場合は、意見聴取通知書等の交付のために出頭を求めるものであることを当該送達を受けるべき者に明示した上で出頭させ、送達を行う意見聴取通知書等の写しを作成し、意見聴取通知書等の本信を交付するとともに、写しの欄外に当該送達を受けた者の受領の署名及び受領の日付を徴する。

住居地及び地方出入国在留管理官署以外の場所で出会送達を行う場合についても、当該場所で意見聴取通知書等の交付をしようとするものであることを送達を受けるべき者に明示した上、異議がなければ同様に扱う。

ウ 意見聴取通知書等を受領した者が署名等を拒んだ場合は、交付を行った者がその旨を意見聴取通知書等の欄外に日付とともに記載する。

エ 差置送達を行う場合は、あらかじめ送達を行う意見聴取通知書等の写しを作成し、意見聴取通知書等の本信を差し置くとともに、送達を行った入国審査官又は入国警備官は、差し置くこととした経緯及び当該住居地の状況等に係る「調査報告書」（別記第4号様式）を作成しなければならない。

オ 交付送達（出会送達、補充送達及び差置送達を含む。）を行った場合は、意見聴取通知書等の写しの欄外に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日交付送達（出会送達等の場合は

「出会送達」等と記載）」と記載し、送達を行った者が署名又は押印した上で、一連記録に編てつするとともに、送達の完了及び必要な事項をF E I Sに入力する。

4 公示送達（入管法第61条の8の2第6項）

送達を受けるべき者の住居地が明らかでない場合には、送付送達又は交付送達に代えて公示送達をすることができる。

ただし、公示送達は難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた者の在留資格の取消手続においては行うことができない。

（注）住居地が明らかでない場合とは、送達を受けるべき者の在留状況を勘案し、個々の具体的事情から通常必要と認められる調査を実施しても、送達を受けるべき者の住居地が判明しない場合をいう。

所要の調査をすれば、住所等が判明すべきであったにもかかわらず、単に一回限りの郵便又は信書便による送達が宛先不明で返戻されたこと等を理由として所要の調査をしないで、公示送達をしたときは、公示送達の効力が生じない（明治39.5.29行判、昭和7.12.23行判、昭和44.3.5東京地判）。したがって、住居地等の調査を確実に行わなければならない。

（1）方法

公示送達は、送達すべき書類の名称、送達を受けるべき者の氏名及び法務大臣がその意見聴取通知書等をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を法務省の掲示場に掲示して行う（入管法第61条の8の2第7項）（別記第17号様式）。

（2）送達の完了

前記（1）の掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときにその意見聴取通知書等の送達があったものとみなされる。

（3）手続

ア 住居地の調査

（ア）届出情報等の調査

在留資格取消手続及び各種の申請・届出の書類に記載された本人又は関係者の連絡先等の調査を行い、必要に応じて公私の団体に照会を行う。

具体的な例としては、送達を受けるべき者が転出届（住基法第24条）を提出していることが判明している場合、当該転出に係る転出証明書の記載について市区町村に照会することなどが挙げられる。

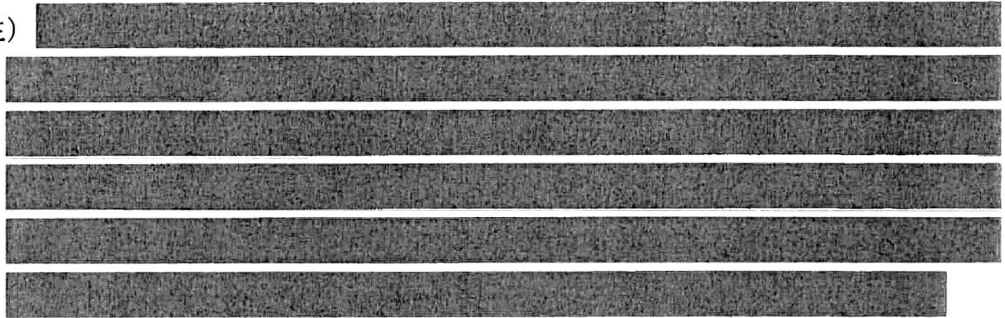
（イ）実地調査

公示送達を行おうとする場合は、入国審査官又は入国警備官は、原則として、送

達を受けるべき者の届出上の住居地又は事実上の住居地と思われる場所の实地調査を行う。

なお、实地調査に当たっては、送達を受けるべき者や同居する者に出会うことを想定し、意見聴取通知書等の交付送達を行うことができるよう準備をして調査に当たるものとする。

(注)



(ウ) 地方局長への報告

調査を行った入国審査官又は入国警備官は、「調査報告書」(別記第4号様式)を作成し、地方局長に報告する。

イ 本庁への進達

地方局長は、送達を受けるべき者の住居地が明らかでないとは判断したときは、公示送達の実施について、送達を行おうとする意見聴取通知書等が保管されている部門の名称を記載の上、以下の文書を添えて本庁(在留管理支援部在留管理課在留管理業務室)まで進達する。

(ア) 送達を行おうとする意見聴取通知書等の写し

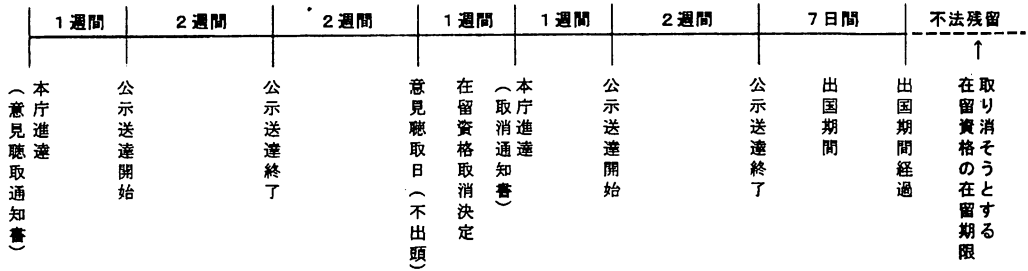
意見聴取通知書等の本信はいつでも送達を受けるべき者に交付することができるよう、地方局において保管する。なお、意見聴取通知書等の日付、意見聴取通知書の意見聴取期日及び場所、意見聴取担当入国審査官、在留資格取消通知書の住居地欄及び出国期間等記載欄は送達の完了まで空欄とする。

(イ) 送達を受けるべき者の住居地が明らかでないことを示す資料

(注) 留意点

公示送達を開始しようとする時点で在留期限が近接しているために、取り消そうとする在留資格の在留期限内に出国期間の期限を指定することができない場合(法第22条の4第1項第3号から第10号までの規定により取り消す場合に限る。)があることから、意見聴取通知書の公示送達(法第22条の4第1項第3号から第10号までの規定により取り消す場合)に係る本庁進達については、事前に所要の調査を尽くした上で、原則として在留期限のおおむね3

か月前（下記図参照）までに行うこと。



ウ 公示送達の完了（入管法第61条の8の2第8項）

法務省の掲示場に掲示を始めた日から起算して2週間を経過した日をもって公示送達が完了し、意見聴取通知書等の送達があったものとみなされる。

公示送達が完了したときは、本庁（在留管理支援部在留管理課）は公示送達を進達した地方局に対し公示送達の完了を通知する。

通知を受けた地方局は、意見聴取通知書等に以下のとおり公示送達の完了の日付等を記入し、本庁からの通知文書とともに一連記録に編てつし、送達の完了及び必要な事項をFEISに入力する。

○ 意見聴取通知書

日付欄…公示送達完了の日付

意見聴取を行う期日及び場所欄…公示送達完了の日付から2週間後の期日及び意見聴取を行う官署

意見聴取担当入国審査官欄…意見聴取を行うこととされている入国審査官の氏名

○ 在留資格取消通知書

住居地欄…不詳

出国期間欄…公示送達完了の日付から起算して7日目の日

条件欄…住居欄については「現在地」、行動範囲については「現在地のある都道府県及び最寄りの出国港までの順路による通過経路」

エ 公示送達手続中に送達を受けるべき者の所在が判明した場合の取扱い

公示送達手続中に、送達を受けるべき者が出入国在留管理官署に出頭した場合等、送達を受けるべき者を発見又は送達を受けるべき者の住居地を把握した場合は、速やかに意見聴取通知書の送達若しくは通知又は在留資格取消通知書の送達を行う。

なお、送達を受けるべき者が自局の管轄外で発見された場合は、在留資格取消手

続を管轄する地方局の長の依頼により、送達を受けるべき者の所在地を管轄する他の地方局の入国審査官又は入国警備官が送達を代行することができる。

意見聴取通知書等の送達が完了したとき又は意見聴取通知書の通知を行ったときは、地方局長は直ちに本庁（在留管理支援部在留管理課在留管理業務室）にその旨を報告し、公示送達手続を中止する。

第3 意見聴取通知書の送達

第3節第1の3に定める意見聴取通知書の送達は、原則として以下の手順による。

1 送付送達

意見聴取担当入国審査官は、第3節第1の3に従って意見聴取通知書を作成し、本節第2の2に従って、送達を受けるべき者の住居地に送付送達を行う。なお、必要と認める場合は、電話連絡等により送達を受けるべき者の住居地を確認するなどし、送達が完了しないときは、複数回の送付を行う。

2 交付送達

(1) 前記1にかかわらず、必要と認めるときは、送達を受けるべき者の出頭を求め、又は送達を受けるべき者の住居地その他の場所に赴いて交付送達を行う。

なお、送達を受けるべき者の住居地以外の場所で出会送達を行う場合は、あらかじめ意見聴取通知書の交付をしようとするものであることを明示した上で行う（本節第2の3(2)イを参照。）。

(2) 前記1により送付送達したものの、宛先不明等により送達が完了しない場合において、送達を受けるべき者を発見したとき（地方出入国在留管理官署への出頭（出入国港での出国手続を含む。）、実地調査又は摘発等による。）は、可能な範囲で、速やかに交付送達（出会送達及び差置送達を含む。）又は通知を行う（通知を行う場合の具体的取扱い第3節第1の3(3)参照）。

3 公示送達

地方局長は、意見聴取通知書の送達を受けるべき者の住居地が明らかでない判断したときは、前記第2の4に従い、意見聴取通知書の公示送達の実施について必要な手続を執る。

(注) 公示送達の実施について本庁に進達するに当たっては、住居地が明らかでないことの立証資料のみならず、取消事由があることを裏付ける立証資料を準備することに留意する。

第4 在留資格取消通知書の送達

第4節の2に定める在留資格取消通知書の送達は、原則として以下の手順による。

1 出頭通知による出會送達

在留資格の取消しを決定した場合は、送達を受けるべき者に対し「出頭通知書」（別記第13号様式）を書留等により送付し、又は電話連絡によって出頭を求め、在留資格取消通知書を出會送達する。

なお、電話連絡する場合は、意見聴取の結果を告知するために出頭を求めるものであることを告げる。

出頭通知書が宛先不明又は受領拒否等の理由により返送された場合は、電話連絡等により送達を受けるべき者の所在を確認するなどして、改めて出頭通知を行うものとするが、必要と認める場合は、後記2の送付送達手続を執る。

（注）出頭通知書の送付は入管法第61条の8の2に規定する送達手続には当たらないため、送付先は送達を受けるべき者の住居地に限定されない。

なお、書留等で送付することによって、郵便物の受領を確認することができるため、送達を受けるべき者が出頭しない場合であっても、その住居地について一定の端緒を得ることができ、事後の手続の参考となる。

2 送付送達

入管法第22条の4第1項第3号から第10号まで（第5号については同条第7項ただし書による場合を除く。）に規定する取消事由に係る在留資格取消処分に関し、前記1により出頭通知を行ったものの、送達を受けるべき者が出頭しない場合又は地方出入国在留管理官署内における交付送達に異議がある場合は、送達を受けるべき者の住居地に対し送付送達を行う。

なお、入管法第22条の4第1項第1号、第2号又は第5号（同条第7号ただし書による場合に限る。）に規定する取消事由に係る在留資格取消処分に関しては、後記3の（注）による。

3 送達を受けるべき者の住居地等における交付送達

前記2までの手続によっても在留資格取消通知書の送達が完了しない場合、入国審査官又は入国警備官が送達を受けるべき者の住居地に赴いて交付送達（補充送達及び差置送達を含む。）を行う。

また、送達を受けるべき者の住居地が判然としない場合は、公示送達手続を想定した実地調査を併せて実施する。

（注）入管法第22条の4第1項第1号、第2号又は第5号（同条第7項ただし書による場合に限る。）に該当するものとして在留資格取消通知書を送達するときは、必要に応じて入国審査官と入国警備官が共に送達を受けるべき者の住居地に赴いて送達を行

うものとする。

4 公示送達

地方局長は、前記3までの手順によっても在留資格取消通知書の送達が完了しない場合であって、在留資格取消通知書の送達を受けるべき者の住居地が明らかでないと判断したときは、前記第2の4に従い、在留資格取消通知書の公示送達の実施について必要な手続を執る。

なお、意見聴取通知書が公示送達された場合であって、被聴取者が意見聴取の期日に出頭せず、引き続きその住居地が明らかでないと判断される場合は、直ちに住居地の調査を開始し、在留資格取消通知書の送付送達等を行うことなく、公示送達することとして差し支えない。

(注) 在留資格取消通知書の公示送達の実施について本庁に進達するに当たっては、住居地が明らかでないことの立証資料のみならず、取消事由があることを裏付ける立証資料を準備することに留意する。

第5節 特則・その他

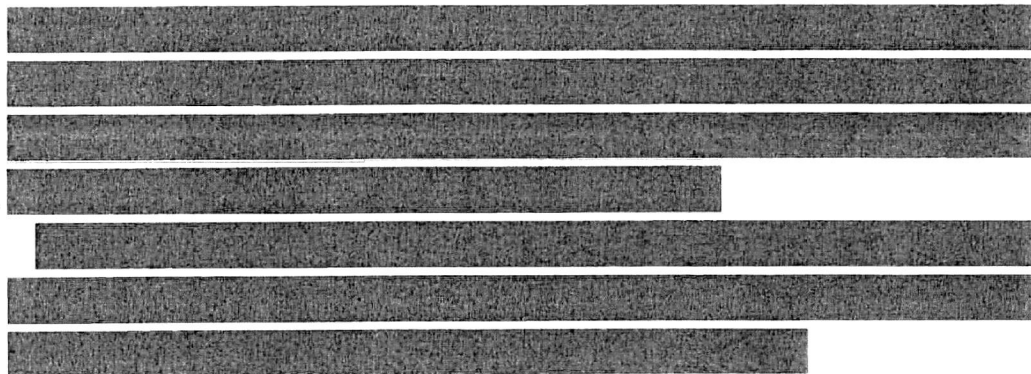
第1 退去強制手続中の者に対する取消しの特則

地方局長は、既に退去強制手続中の者が在留資格取消対象者であるとの報告（第2節第1の1（1））を受けた場合は、退去強制手続の進捗状況（退去強制令書の発付事実等）を考慮し、在留資格取消手続を執るか否かを判断する。

同様に、既に在留資格取消手続が開始されている者が退去強制事由に該当し、退去強制手続が開始されることとなった場合についても、在留資格取消手続を継続するか否かを判断する（第4節第5を参照。）。

(注)

[Redacted content]



1 意見聴取手続の実施

在留資格の取消手続を開始又は継続する場合には、速やかに必要な手続を進め、意見聴取手続を実施し、在留資格の取消しの可否について決定する。

特に、在留資格取消対象者が収容令書によって収容中である場合は、収容期間等を考慮し、警備、違反審査、審判等の関係各部門と緊密に連絡を取り、退去強制手続に支障が生じないように速やかに手続を進める。

2 在留資格の取消しの可否について決定した場合の措置

(1) 入管法第22条の4第1項第1号、第2号又は第5号（同条第7項ただし書による場合に限る。）に該当するものとして、在留資格を取り消すことを決定した場合は、在留資格取消決定連絡書により関係部門に連絡する。

取消対象者が収容されている場合は、関係部門と調整の上、速やかに在留資格取消通知書の交付送達等を行う。この場合における送達すべき場所については、刑事施設に収容されている場合に準ずる（第4節の2の第2の1（2）イ参照）。

在宅調査中等、取消対象者が収容されていない場合は、在留資格取消通知書の送達について関係部門と調整を行う。

(2) 入管法第22条の4第1項第3号から第10号まで（第5号については、同条第7項ただし書による場合を除く。）のいずれかに該当するものとして、在留資格を取り消すことを決定した場合は、現に退去強制手続中の警備、違反審査又は審判のいずれかの部門に「在留資格取消決定連絡書」（別記第15号様式）により連絡するにとどめ、送達手続を保留し、退去強制手続を優先させる。

なお、関係部門において行っている退去強制手続を「容疑なし」、「容疑不十分」又は「放免」等により終局処分とするときは、事前に連絡してもらうよう依頼しておき、当該連絡があった場合には、速やかに当該外国人に対し在留資格取消通知書の送達を行う。

(3) 在留資格を取り消さないことを決定した場合は、現に退去強制手続中の警備、違反審

査又は審判のいずれかの部門へその旨連絡するとともに、時機を調整の上、当該対象者に対し、第4節第2の1に従い通知する。

第2 刑事手続中の者に対する取消しの特則

1 意見聴取手続の実施

- (1) 在留資格取消対象者が刑罰法令違反等により勾留等されている事実が判明した場合は、当該外国人に係る刑事手続の状況、釈放（仮釈放、仮退院を含む。）の日及び意見聴取手続に係る利害関係人、代理人の参加意思等を考慮し、刑事手続の状況に応じて検察官及び在留資格取消対象者が勾留等されている機関と調整した上で、意見聴取手続の期日を決定し、可能な限り勾留等、当該外国人の身柄が拘束されている期間中に意見聴取手続を実施する。
- (2) 在留資格取消対象者の勾留等、当該外国人の身柄が拘束されている期間中に意見聴取手続を行うことができない場合は、身柄の釈放後、速やかに意見聴取手続を実施する。

2 在留資格の取消しの可否について決定した場合の措置

- (1) 入管法第22条の4第1項第1号、第2号又は第5号（同条第7項ただし書による場合に限る。）に該当するものとして、在留資格を取り消すことを決定した場合であって、当該外国人が現に退去強制事由に該当せず、退去強制手続が執られていない場合は、在留資格取消通知書を送達した後に、入管法第24条第2号の2又は第2号の3該当容疑者として、退去強制事由該当容疑者通報書により警備部門へ通報する。

この場合において、在留資格取消通知書の送達は、可能な限り勾留等、当該外国人の身柄が拘束されている期間中に行うものとする。

また、旅券等に記載されている証印への取消（CANCELLED）印の押印、在留カードの返納等の必要な措置をするに当たり、その旅券、在留カード等が押収等されている場合は、可能な範囲で、押収等をしている関係機関の協力を求め、また、配偶者等の関係者が当該旅券、在留カード等を所持しているときは、親族、代理人等に旅券等の持参を求めなどして必要な措置を執るよう努める。

- (2) 入管法第22条の4第1項第1号、第2号又は第5号（同条第7項ただし書による場合に限る。）に該当するものとして、在留資格を取り消すことを決定した場合であって、当該外国人が現に退去強制事由に該当するものとして退去強制手続が執られており、釈放時に当局に身柄が引き渡されることが見込まれる場合には、前記第1の2（1）に準じて措置する。
- (3) 入管法第22条の4第1項第3号から第10号まで（第5号については同条第7項ただし書による場合を除く。）のいずれかに該当するものとして、在留資格を取り消すこ

とを決定した場合であって、当該外国人が現に退去強制事由に該当するものとして退去強制手続が執られており、釈放時に当局に身柄が引き渡されることが見込まれるときは、前記第1の2(2)に準じて措置する。

- (4) 入管法第22条の4第1項第3号から第10号まで(第5号については同条第7項ただし書による場合を除く。)のいずれかに該当するものとして、在留資格を取り消すことを決定した場合であって、当該外国人が現に退去強制事由に該当せず、退去強制手続が執られていないときは、身柄の釈放後に在留資格取消通知書の送達を行う。

第3 本庁報告

地方局長は、在留資格を取り消した事案について、「在留資格取消処分状況報告書」(別記第19号様式)により、在留資格取消手続を終了(取り消さない決定又は終止)した事案について「在留資格取消手続終了報告書」(別記第19号の2様式)により、1か月分を翌月末日までに出入国在留管理庁長官へ報告する。

第4 その他

1 在留資格の取消手続と在留関係の諸申請が同時に進行している場合の取扱い

(1) 在留資格変更又は在留期間更新の許可の申請

在留資格取消しの処分後に当該申請に係る処分を行う(入管法第22条の5の規定により行われる申請を除く。第4節第1の3(2)を参照。)

ア 申請を許可する場合

審査の結果、在留資格変更又は在留期間更新の許可の決定をしたとき又は請訓若しくは進達の結果許可すべき旨の通知を受けたときは、在留資格の取消手続について、第4節第2の1(在留資格を取り消さないことの通知)の措置を執った後に、在留資格変更又は在留期間更新の許可処分を行う。

イ 申請を不許可とする場合

不許可の決定をしたとき又は請訓若しくは進達の結果不許可とすべき旨の通知を受けたときは、在留資格取消通知書の送達を行った後に、在留資格変更又は在留期間更新の不許可処分を行う。

ただし、申請の内容から、地方局長が不許可と決定することが相当と認める場合であって、不許可処分に伴い出国が見込まれ、かつ出国させることが相当と認められるときは、不許可処分の通知を行い、申請人の単純出国をもって、在留資格の取消手続を終止することができる。

なお、入管法第22条の4第1項第1号、第2号又は第5号(同条第7項ただし書による場合に限る。)に該当するとして在留資格を取り消すことを決定した場合で

あって、在留資格取消通知書の送達後、入国警備官に身柄の引渡しを行う必要があるときは、送達の時機等について警備部門と調整する。

(2) 再入国許可の申請

第10編第7章に規定するところにより申請の可否を決定する。ただし、意見聴取を終了しているときは、直ちに在留資格の取消しの可否を検討し、在留資格を取り消す決定をした場合は、申請を不許可とし、在留資格取消通知書の送達を行う。

なお、既に意見聴取通知書の送達又は通知を受けて在留資格取消手続中にある者については、入管法第26条の2に規定するみなし再入国許可の対象とはならない。

(3) 永住許可の申請

在留資格の取消しに係る手続と永住許可に係る審査を同時に進め、取消しに係る処分を先行して行い、先に取消処分の決定を行った上で申請に係る処分を告知する。

2 再入国許可による出国又は上陸申請があった場合の取扱い

在留資格の取消手続中の者等から再入国許可による出国確認又は上陸の申請があった場合は、以下の一覧表のとおり措置する。

		意見聴取通知書の作成後、送達の手続が完了していない者	意見聴取手続中の者	在留資格取消決定後に取消通知書の送達の手続が完了していない者
再入国許可による出国確認申請時	法第22条の4第1項第1号、第2号又は第5号（同条第7項ただし書による場合に限る。） 該当者	第1章第3節第1の3（3）に従って口頭で通知する。	特段の措置は執らない	出会送達が可能であれば、送達の上、警備部門へ通報 公示送達中の者については、公示送達中である旨及び公示送達完了後の再入国許可による入国はできない旨伝達の上、出国確認する。 その他の場合は、出国確認する。

	法第22条の4第1項第3号から第10号まで（第5号については同条第7項ただし書による場合を除く。）の該当者			出会い送達が可能であれば、出国期間を指定の上で送達(注①) 公示送達中の者については、公示送達中である旨及び公示送達完了後の再入国許可による入国はできない旨伝達の上、出国確認する。 その他の場合は、出国確認する。
みなし再入国許可による出国確認申請時	法第22条の4第1項第1号、第2号又は第5号（同条第7項ただし書による場合に限る。）の該当者	第3節第1の3(3)に従って口頭で通知する。 当該通知によってみなし再入国許可の対象とならないので、再入国許可申請を行うことは可能である旨案内する。	みなし再入国許可の対象とならないこと、再入国許可申請を行うことは可能である旨案内する。	出会送達が可能であれば、送達の上、警備部門へ通報 送達が完了せず、再入国許可申請に及ぶときは、不許可処分とし、事後速やかな送達に努める。
	法第22条の4第1項第3号から第10号まで（第5号については同条第7項ただし書による場合を除く。）の該当者	可能である旨案内する。		出会送達が可能であれば、出国期間を指定の上で送達(注①) 送達が完了せず、再入国許可申請に及ぶときは、不許可処分とし、事後速やかな送達に努める。
再入国許可(みなし再入国許可を含む)	法第22条の4第1項第1号該当者	特別審理官へ引き渡す(注②)	特別審理官へ引き渡す(注②)	特別審理官へ引き渡す(注③)
	法第22条の4第1項第2号又は第5号	上陸許可後、第3節第1の3(3)に	特段の措置は執らない	上陸許可後、直ちに出会送達が可能であれ

む。によ る上陸申 請時	(同条第7項ただし書による場合に限る。) 該当者	従って口頭で通知する		ば、送達の上、警備部門に通報 送達が完了しないときは、事後速やかな送達に努める。
	法第22条の4第1項第3号から第10号まで(第5号については同条第7項ただし書による場合を除く。)の該当者			上陸許可後、直ちに出会送達が可能であれば、出国期間を指定した上、在留資格を取り消す。 送達が完了しないときは、事後速やかな送達に努める。

(注) ① 出国の際に在留資格取消を通知の上、出国期間等指定を行った場合は、当該外国人に対し、いわゆる単純出国として取り扱うので、次回入国の際には新たに査証を取得する必要があることを伝えなければならない。

② 引渡しを受けた特別審理官は、口頭審理において、所持する旅券と申請人との同一性に係る確認を行うとともに、上陸拒否事由該当者であることを偽って上陸許可を受けたことが確定できない場合には、法第10条第8項に基づき、再入国許可による上陸を許可するものとする。

なお、現に上陸拒否事由に該当するものであることが判明した場合は、上陸審判手続を執る。

③ 引渡しを受けた特別審理官は、上陸許可をすることなく、直ちに出会送達が可能であれば、送達の上、法第24条第2号の2該当容疑者として警備部門へ通報し、身柄を引き渡す。送達が完了しない場合で、入管法第7条第1項第1号又は第4号の上陸条件に適合しないことが判明したときは、上陸審判手続を執る。

第2章 その他の取消し

第1節 再入国の許可の取消し

第1 対象

既に再入国の許可を受けている者について、その有効期間中に、引き続きその許可を与えておくことが適当でなくなった場合で、その者が本邦にある場合に限り、再入国の許可を取り消す（入管法第26条第7項）。

引き続きその許可を与えておくことが適当でなくなった場合とは、出国中に我が国の外交上の利益その他の国益を害する行為を行ったことがあり、若しくは将来行うことが危惧され、又は現時点で再入国許可の申請を行ったとすれば再入国が許可されないであろうと認められるなど、再入国の許可を引き続き与えておくことが適当でないと認められる場合をいう。

なお、再入国許可を取得した後、在留資格該当性を喪失した外国人が上陸申請してきた場合は、入管法第7条第1項第1号及び第4号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認定したときは上陸許可することとなる（第6編第2章第2節第7の4参照）。おって、再入国の許可を受けている外国人に対し、在留資格の変更を許可する場合において、引き続き再入国の許可を与えておくことが適当でないと認められるときは、第10編第4章第6節による。

第2 取消手続

1 再入国の許可の取消しは、再入国の許可を与えた地方出入国在留管理局長に限らず、その他の地方出入国在留管理局長も行うことができる。

2 再入国の許可の取消しは、「再入国許可取消通知書」（施行規則別記第44号様式）を交付するとともに、その者が所持する旅券に押された再入国許可の証印に失効（CANCELLED）印を押印し、又はその者が所持する再入国許可書を返納させて行う。

この場合において、取消通知書を受領した者が出頭しないため許可証印の抹消又は再入国許可書の返納を実現することができないときは、出国の際など適宜の機会にこれを行う。

3 数次再入国許可の取消しと同時に新たな一次有効の再入国許可をするときは、処分取消通知書の交付と同時に新たな許可に係る再入国許可書の交付又は旅券等への証印を行う。

- 4 取消しを行ったときは、処理要領集に定めるところにより、「再入国許可取消しデータシート」を作成し、本庁あて送付する。
- 5 再入国許可取消通知書を交付する際は、第10編第1章第4節第2の11の規定に準じ、取消対象者に対して取消訴訟の提起に関する事項の教示を行う。

第2節 数次入国査証の取消し

第1 在留資格の変更等に伴う取消し

地方局等又は出張所の長は、有効な数次入国査証を所持する外国人の在留資格を抹消したときは、当該外国人が所持する査証を取り消す。

第2 不許可処分に伴う取消し

1 本庁への進達

地方局等の長は、有効な数次入国査証を所持する外国人からの在留審査関係諸申請について不許可の決定をした場合又は不許可意見を付す請訓案件に関し、引き続き当該数次査証を所持させることが適当でないと判断する場合は、数次入国査証の取消しの可否について出入国在留管理庁長官に進達する。

2 地方局等への進達

出張所の長は、専決により不許可処分とした案件又は不許可意見を付す進達案件に関し、引き続き当該査証を所持させることが適当でないと思料するときは、地方局等の長に数次入国査証の取消しの可否について進達する。

3 進達の方式

(1) 専決案件

地方局等又は出張所の長は、専決することのできる案件に伴うものについては、進達にあたって次の事項を報告する。

- ア 国籍・地域、氏名、性別及び生年月日
- イ 入国・在留の目的
- ウ 処分の内容
- エ 取消しを必要とする理由
- オ 査証区分、番号及び入国目的
- カ 査証の有効期間
- キ 査証の発給公館名
- ク 査証の発給年月日

(2) 進達案件

進達を要する案件に伴うものについては、当該案件に係る意見書の意見欄に「査証取消し進達」と付記するとともに、経緯記載欄に(1)のエからクに掲げる事項を記載する。

第3 取消手続

- 1 数次入国査証の取消しを行うときは、査証取消処分告知書（外務省領事局外国人課から送付を受け地方局等に配付している様式）を交付し、受領書（別記第20号様式）を徴したうえ、旅券等の上の査証に失効(CANCELLED)印を押印するとともに、「外務大臣の依頼により上記に対する 年 月 日（処分年月日）同大臣の取消処分告知書を交付した」旨記載するとともに、処分庁名印又は入国審査官認証印を押印する。

前記手続を了したときは、告知書番号、氏名、国籍・地域、生年月日、性別及び取消事由を記し、告知書（写し）、受領書（正本）及び取り消した査証頁（写し）を添えて本庁出入国管理部出入国管理課に報告する。同課は外務省あて当該告知書及び受領書等を転送する。

- 2 査証の抹消は、本人の出頭を求めて行う。

(注) 

第3節 その他

第1 特例上陸許可の取消し

第6編第4章第1節第2参照。


第2 在留資格認定証明書の取消し

第9編第2章第6節参照。

第3 資格外活動許可の取消し

第10編第2章第4節参照。

第3章 様式

別記第1号様式	移管書
別記第2号様式	在留資格取消対象者に係る端緒報告書
別記第3号様式	(削除)
別記第4号様式	調査報告書
別記第5号様式	意見聴取通知報告書
別記第6号様式	不許可通知書
別記第7号様式	意見聴取調書
別記第8号様式	領置調書・目録書
別記第9号様式	領置物件還付請書
別記第10号様式	所有権放棄書
別記第11号様式	意見聴取調書(代理人)
別記第12号様式	意見聴取報告書
別記第13号様式	出頭通知書
別記第13号の2様式	通知書
別記第14号様式	退去強制事由該当容疑者通報書
別記第15号様式	在留資格取消決定連絡書
別記第16号様式	条件変更申出書
別記第17号様式	公示送達書
別記第18号様式	誓約書
別記第19号様式	在留資格取消処分状況報告書
別記第19号の2様式	在留資格取消手続終了報告書
別記第20号様式	受領書
別記第21号様式	利害関係人呼出状
別記第22号様式	在留資格取消手続の流れ
参 考 様 式	

管 第 号
年 月 日

出入国在留管理局（ 支局）長 殿

出入国在留管理局（ 支局）長

移 管 書

入国・在留審査要領第10編の2第1章第1節第7の2の規定に基づき、下記の者の在留資格取消案件を貴局（支局）に移管する。

記

1 国籍・地域

2 氏名・性別

3 生年月日

4 在留資格取消事由

出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第 号

備考

ED番号又は在留資格取消台帳登録番号：

添付物

在留資格取消関係資料 1式

在留資格取消対象者に係る端緒報告書

年 月 日

出入国在留管理局（ 支局）長 殿

出入国在留管理局 支局
部門（出張所）
（官職）

下記の者は、出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第 号に該当すると思われるので報告する。

記

国籍・地域

氏名・性別

（男・女）

生年月日

年 月 日

（ 歳）

住居地

在留資格

在留期間

在留期限

事実の要旨

添付資料

1 電話記録書 部

2 面接記録書 部

3 供述調書 部

4 部

備考

意見聴取通知報告書

年 月 日

出入国在留管理局 支局
部門 (出張所)
(官職) 殿

出入国在留管理局 支局
部門 (出張所)
(官職)

下記の者に対し、出入国管理及び難民認定法第22条の4第3項ただし書の規定に基づく意見の聴取の通知を行ったので報告する。

記

1 在留資格取消対象者

国籍・地域

氏名・性別

(男・女)

生年月日

年 月 日

(歳)

住居地

在留資格

在留期間

在留期限

2 意見聴取期日・場所

年 月 日・

3 通知をした日・場所

年 月 日・

4 その他

不 許 可 通 知 書

NOTICE OF DISAPPROVAL

殿

To Mr./Ms

あなたから申出・申請のあった、下記の者の在留資格の取消手続に係る
(年 月 日付)については、
申出・申請の理由等を総合的に判断した結果、これを認めるに足りる理由がなく、
不許可と決定したので、通知します。

Your application for the procedures of a revocation of the status of residence of the following person
(received on _____) was disapproved owing to insufficient grounds,
as a result of a comprehensive decision made based on the reasons given in your application.

記

Description

1 在留資格取消対象者
Subject of Revocation of Status of Residence

(1) 氏名・性別
Name / Gender

(2) 生年月日
Date of Birth

(3) 国籍・地域
Nationality / Region

2 不許可の理由
Reasons for Disapproval

※

(注) ※には不許可を通知する者の職名を記入するものとする。

領置調書・目録書

RECORD LIST OF OFFICIAL RETENTON

年 月 日
Year Month Date

To Mr./Ms

殿

出入国在留管理局(支局 出張所)
Regional Immigration Services Bureau (Branch Office)
意見聴取担当入国審査官 印
Hearing Official, Immigration Officer

し、 年 月 日、 に対する出入国管理及び難民認定法第22条の4の規定に基づく意見聴取に関する物件を領置したので、領置するとともに目録を交付します。 において、次の者が任意に提出した下記の物件

Pursuant to the provisions of Article 22-4 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, with regard to the hearing of , the items below, voluntarily submitted by the following person, at were retained and are listed as follows.

下記の物件を任意に提出します。 I voluntarily submit the following items.

提出者の住所及び氏名
Domicile and Name of Submitter

住所 Domicile

提出者署名 Submitter's Signature

目 録 List

番号 Number	品名 Items	数量 Quantity	所有者住所 Owner's Domicile	所有者氏名 Owner's Name	備考 Remarks
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

年 月 日
Year Month Date

領置物件還付請書
RECEIPT OF RETURN OF RETAINED ITEMS

出入国在留管理局(支局 出張所)
Regional Immigration Services Bureau (Branch Office)

意見聴取担当入国審査官 殿
To the Hearing Official, Immigration Officer

_____ に対する在留資格取消し事案に関する下記領置物件の還付を受け、正に受領しました。

I confirm receipt of the return of the following retained items related to the revocation of the status of residence of _____.

住所: _____
Domicile

氏名: _____
Name

番号 Number	品名 Items	数量 Quantity
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

年 月 日
Year Month Date

所有権放棄書 WAIVER OF OWNERSHIP

出入国在留管理局(支局 出張所)
Regional Immigration Services Bureau (Branch Office)

意見聴取担当入国審査官 殿
To the Hearing Official, Immigration Officer

領置中の下記物件の所有権を放棄します。

I waive ownership of the following items.

住所: _____
Domicile

氏名: _____
Name

番号 Number	品名 Items	数量 Quantity	差出人 Submitter	備考 Remarks
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

年 月 日

出入国在留管理局長 殿

出入国在留管理局 支局
審査部門(出張所)
入国審査官 印

意見聴取報告書

月 日、 人 に対する意見聴取を
終了したので、下記のとおり報告します。

記

1 意見聴取実施日

2 意見聴取担当入国審査官

3 意見聴取担当入国審査官意見

4 被聴取者等の主張

5 被聴取者等の主張に対する意見聴取担当入国審査官の判断

出 頭 通 知 書
NOTICE OF APPEARANCE

殿

To Mr./Ms.

あなたの在留資格取消手続について、結果をお知らせしますので、
____月 ____日 ____時に下記のものを持参の上、当部門（出張所）
に出頭してください。

なお、やむを得ない理由により同期日に出頭できないとき又は住居地における
送達を希望するときは、事前にその旨を連絡してください。

The result of the decision for the procedures of revocation of your status of residence will be notified to you .
You are requested to bring the specified items listed below and appear at designated office on
If for some compelling reason you are unable to appear at the office on the given day, if you would like the result
to be served on you at your address, you must contact the office in advance.

記

Description

- 1 旅 券
P a s s p o r t
- 2 在留カード
Residence Card / Alian Registration Certificate
- 3 領置調書・目録書（交付を受けている場合）
Record List of Official Retention (where applicable)
- 4 こ の 通 知 書
T h i s n o t i c e

年 月 日

Year Month Date

出入国在留管理局 部門（出張所）

Regional Immigration Services Bureau Section (Office)

電 話 番 号

Telephone Number

番 号

年 月 日
Date

年 月 日
Year Month Day

通 知 書
N O T I C E

殿

To Mr./Ms.

下記の者の在留資格を取り消さないこととしたので、
出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の14の規定に基づき
通知します。

Pursuant to the provisions of Article 25-14 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act Enforcement Regulations, I hereby notify you that a decision has been made not to revoke the status of residence of the following person.

記

Description

- 1 氏名・性別
Name / Gender
- 2 生年月日
Date of Birth
- 3 国籍・地域
Nationality / Region
- 4 住居地
A d d r e s s

※

(注) 1 ※には取り消さないことを通知する者の職名を記入するものとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

事 務 連 絡
年 月 日

部門首席入国警備官 殿

審査部門
首席審査官

退去強制事由該当容疑者通報書

下記の者は、出入国管理及び難民認定法第24条第2号の に該当すると思われるので通報します。

記

- 1 国籍・地域
- 2 氏名・性別
- 3 生年月日
- 4 在留資格取消事由
出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第 号
- 5 在留資格取消通知書送達日
年 月 日
- 6 取り消した在留資格
- 7 その他

別記第15号様式

事 務 連 絡
年 月 日

部門首席入国警備官 殿

審査部門
首席審査官

在留資格取消決定連絡書

下記の者について、出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第 号に該当するものとして
在留資格を取り消すことを決定したので連絡します。

記

- 1 国籍・地域
- 2 氏名・性別
- 3 生年月日
- 4 在留資格取消事由
出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第 号
- 5 取り消すこととした在留資格
- 6 その他

年 月 日
Year Month Date

出入国在留管理局長 殿

To the Director General of the _____ Regional Immigration Services Bureau

国籍・地域 :
Nationality/Region :

氏 名 :
Name :

生 年 月 日 :
Date of Birth :

性 別 :
Gender :

条件変更申出書 APPLICATION FOR CHANGES OF CONDITIONS

在留資格取消通知書の7及び8に記載された条件に関し、下記事項について変更を申し出るので、承認願います。

With regard to the conditions imposed on me, written in 7 to 8 of the Notice of Revocation of the Status of Residence, I hereby request permission for the following changes.

記 Description

1 変更を希望する項目(該当項目にチェックする。) Items that You Wish to Change (Check the appropriate boxes.)

指定住居 Designated Domicile

行動範囲 Field of Activities

その他 ()
Others

2 現在の条件 Present Conditions

3 変更を希望する内容 Requested Changes

4 変更を希望する理由 Reasons for Requested Changes

公示送達書

下記の書類の送達を受けるべき者の住居地が明らかでないため、出入国管理及び難民認定法第61条の8の2第6項の規定により公示送達します。
なお、下記の書類は、保管官署の欄に記載の官署に保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

法務大臣

記

送達を受けるべき者の氏名	送達する書類の名称	保管官署

(注意)

出入国管理及び難民認定法第61条の8の2第8項の規定により、この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

誓約書

殿

私は、出入国在留管理庁の事務遂行に伴い通訳を行うに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

1 通訳の正確性の確保

通訳の際には、良心に伴い正確かつ誠実に通訳・翻訳することとし、何事も隠さず、また何事も付け加えません。

2 陳述の任意性の確保

出入国在留管理庁職員が通訳を依頼した以外の内容を相手方に伝えることはしません。

3 秘密の厳守

通訳を行うに当たって知り得た一切の情報を、外部に漏らしたり、他の目的のために使用しません。また、当該情報が含まれた書類の提供を受けた場合に、書類の複写しないこと及び使用後の廃棄若しくは返却を徹底します。

4 中立性の維持

通訳の際には、出入国在留管理庁職員及び相手方のいずれにも偏らない中立的な立場で接することとし、通訳以外の場において中立的な立場に疑義を生じさせるような個人的な接触もしません。

年 月 日

署名

【記載例・注意事項】19号様式

別記第19号様式

管○審管第1234号
年 月 日

出入国在留管理庁長官 殿

○出入国在留管理局長

在留資格取消処分状況報告書
年 月に在留資格の取消しを行った事案を下記のとおり報告します。

番号	取消台帳 登録番号	① 国籍・地域	② 氏名	③ 生年月日	性別	④ 取り消した 在留資格	⑤ 取消し事由 (第22条の4 第1項の号数)	⑥ 取消年月日	⑦ ED番号	⑧ 意見聴取通知書 の送達	取消通知書 の送達	⑨ 意見聴取回数	⑩ 意見聴取不出頭 (該当する場合は「1」を入力 する)	取消通知書送達後の状況 (該当する方に「1」を入力 する)		⑬ 出国期間指定後の状況 (該当する方に「1」を入力 する)		⑭ 特記事項
														⑪ 警備部門 への引渡し	⑫ 出国期間 指定	期間内に出国	期間経過 (警備部門へ 送達)	
1	●18-XX	中国	ABC DEF	1970/4/1	女	日本人の配偶 者等	1号	2019/1/7	XX1234567	送付送達	出会送達	2		1				
2	●18-YY	ベトナム	GHI JKL MNO	1990/4/1	男	留学	5号	2019/1/15	YYYY1234567	公示送達	公示送達		1	非該当	非該当			法22条の 4第7項た だし書きを 適用
3	●18-ZZ	アメリカ合衆国	PQRSTU VWXY	1980/4/1	男	技術・人文知識・国際業務	6号及び9号	2019/1/23	ZZZZ1234567	送付送達	公示送達		1		1		1	
4	<p>1 毎月の報告対象者のみを入力し、前月分までは記入しないでください。前月分までの報告に修正がある場合には、当該月分報告の差替えデータを送付してください。</p> <p>2 項目ごとの留意点は次のとおりです。</p> <p>① 「国籍・地域」は、(誤りがある場合を除き) F E I S画面上に表示されるとおりに記入する。例：○アメリカ合衆国 ×米国／○中国(香港) ×香港</p> <p>② 「氏名」は、英字・半角で記入する(英字氏名が不明の場合は漢字等も可。)</p> <p>③ 「生年月日」は、半角で記入する。</p> <p>④ 「取り消した在留資格」は、プルダウンから選択する(在留期間の記入は不要。)。例：○技術・人文知識・国際業務 ×技能実習2号(1年)</p> <p>⑤ 「取消事由」は、プルダウンで選択する。選択肢の中に対象がない場合は全角で記入する。例：○5号 ○6号及び9号 ×第1号 ×6号</p> <p>⑥ 「取消年月日」は、西暦・半角で入力する(日まで必ず入力する。)。例：○2019/1/7 ×平成31年1月</p> <p>⑦ 「ED番号」は、半角で記入する(英字と数字の間のハイフンは不要。)。例：○XXXX1234567 ×ZZ-1234567</p> <p>⑧ 「意見聴取通知書の送達」及び「取消通知書の送達」は、送達の方法をそれぞれプルダウンから選択する。</p> <p>⑨ 「意見聴取回数」は、1日を1回と数えて、取消対象者に意見聴取を行った回数を入力する。なお、取消対象者又は取消対象者の代理人以外(関係者等)に対してインタビューを行った場合は含まない。</p> <p>⑩ 「意見聴取不出頭」は、意見聴取通知書の送達完了後、期日に出頭しなかった場合に「1」を入力する</p> <p>⑪ 「取消通知書の送達後の状況」について、警備部門への引き渡しの場合に「1」を入力する(1号、2号、5号(法22条の4第7項ただし書きを適用する場合に限る)による取消の場合が該当)</p> <p>⑫ 「取消通知書の送達後の状況」について、出国期間を指定した場合に「1」を入力する(3号から10号による取消の場合(5号については法22条の4第7項ただし書きを適用しない場合のみ)が該当)</p> <p>*⑪・⑫について、1号、2号、5号(法22条の4第7項ただし書きを適用する場合に限る)による取消の取消通知書を公示送達した場合は、どちらにも該当しないため、⑪と⑫の両方に「非該当」を入力する。</p> <p>⑬ 報告期限を翌月末までと変更されたことに伴い、出国期間指定後の状況について確実に入力する。</p> <p>⑭ 「特記事項」は、補足すべき事項等があれば適宜記入する。例：5号による取消の場合に「法22条の4第7項ただし書きを適用」と記載する等</p> <p>3 ファイル名は【地方局(支局)名】+19号様式+(年)月としてください。加えて、該当条件がない場合は「該当なし」と記載してください。 例：【横浜】19号様式(H31.1)該当なし / 【東京】19の2号様式(H31.1)</p>																	

【記載例・注意事項】19号の2様式

別記第19号の2様式

管○審管第1234号
年 月 日

出入国在留管理庁長官 殿

〇〇出入国在留管理局長

在留資格取消手続終了報告書

年 月に在留資格の取消手続を終了（取り消さない決定又は終止）した事案を下記のとおり報告します。

番号	取消台帳 登録番号	①	②	③	性別	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	備 考⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		国籍・地域	氏名	生年月日		取消手続開始時 の在留資格	取消事由 (取消手続開始 時)	処分等年月日	ED番号	処分等	処分等理由	取り消さない決定 をした理由の概要	意見聴取通知書 の送達	意見聴取回数	意見聴取不出頭 (該当する場合 は「1」を入力 する)	特記事項
1	〇18-XX	ベトナム	AB CD EFGH	1990/10/1	男	留学	5号	2019/1/10	XXXX2345678	終止	単純出国		送付送達	0	1	
2	〇18-YY	インドネシア	IJKLMNOP	1985/10/1	女	技能実習2号ロ	5号	2019/1/17	YYYY2345678	終止	在留期限経過		未了	0		意見聴取通知書送達前に 在留期限到来
3	〇18-ZZ	韓国	QRST UV	1980/10/1	男	技術・人文知識・国際業務	6号	2019/1/24	ZZZ2345678	取り消さない	正当な理由あり	継続的に就職活動を行っている と認められた	送付送達	1		
4	〇18-XY	中国（香港）	WX YZ	1970/10/1	女	日本人の配偶者等	7号	2019/1/31	YZ2345678	取り消さない	取消事由に該当 しない	許可を受けた際と別の日本人と 結婚した	送付送達	1		
5	<p>1 毎月の報告対象者のみを入力し、前月分までは記入しないでください。前月分までの報告に修正がある場合には、当該月分報告の差替えデータを送付してください。</p> <p>2 項目ごとの留意点は次のとおりです。</p> <p>① 「国籍・地域」は、（誤りがある場合を除き）FEIS画面上に表示されるとおりに記入する。例：〇アメリカ合衆国 ×米国／〇中国（香港） ×香港</p> <p>② 「氏名」は、英字・半角で記入する（英字氏名が不明の場合は漢字等も可。）。</p> <p>③ 「生年月日」は、半角で記入する。</p> <p>④ 「取消手続開始時の在留資格」は、プルダウンから選択する（在留期間の記入は不要。）。例：〇技術・人文知識・国際業務 ×技能実習2号（1年）</p> <p>⑤ 「取消事由」は、プルダウンで選択する。選択肢の中に対象がない場合は全角で記入する。例：〇5号 〇6号及び9号 ×第1号 ×6号</p> <p>⑥ 「処分等年月日」は、西暦・半角で取り消さないことを決定した又は終止とした年月日を入力する（日まで必ず入力する。）。例：〇2019/1/7 ×平成31年1月</p> <p>⑦ 「ED番号」は、半角で記入する（英字と数字の間のハイフンは不要。）。例：〇XXXI234567 ×ZZ-12345687</p> <p>⑧ 「処分等」は「取り消さない」又は「終止」をプルダウンから選択する。</p> <p>⑨ 「処分等理由」は⑧の結論に至った理由を記載する。第1章第4節第5に掲げる事実、正当な理由あり、取消事由に該当しない、等が想定される。</p> <p>⑩ ⑥で「取り消さない」を選択した場合に、決定した理由の概要を記載する。</p> <p>⑪ 「意見聴取通知書の送達」は、送達の方法をそれぞれプルダウンから選択する。</p> <p>⑫ 「意見聴取回数」は、1日を1回と数えて、取消対象者に意見聴取を行った回数を入力する。なお、取消対象者又は取消対象者の代理人以外（関係者等）に対してインタビューを行った場合は含まない。</p> <p>⑬ 「意見聴取不出頭」は、意見聴取通知書の送達完了後、期日に出頭しなかった場合に「1」を入力する</p> <p>⑭ 「特記事項」は、補足すべき事項等があれば適宜記入する。</p> <p>3 ファイル名は【地方局（支局）名】+19号の2様式+（年月）としてください。加えて、該当案件がない場合は「該当なし」と記載してください。 例：【神戸】19号の2様式（H31.1）該当なし / 【東京】19の2号様式（H31.1）</p>															

別記第 20 号様式

RECEIPT

Date : _____

I received the letter of Notice No. _____, issued by Minister of Foreign
Affairs of Japan.

Signature

年 月 日
Date Year Month Day

利害関係人呼出状
NOTICE FOR PARTICIPATION OF INTERESTED PERSON

殿

To Mr./Ms

出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり意見の聴取に関する手続に参加することを求めます。

Pursuant to the provisions of Paragraph 1 of Article 25-5 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, you are requested to participate in the procedures of the hearing as follows.

1 利害関係人
Interested Person

氏名・性別
Name/Gender

男 Male
女 Female

生年月日 年 月 日 国籍・地域
Date of Birth Year Month Date Nationality/Region

住居地
Address in Japan

2 在留資格取消対象者
Subject of Revocation of Status of Residence

氏名・性別
Name/Gender

男 Male
女 Female

生年月日 年 月 日 国籍・地域
Date of Birth Year Month Date Nationality/Region

在留資格
Status of Residence

3 意見の聴取を行う期日及び場所
Date and Location of Hearing

年 月 日 時 分 場所
Year Month Date Time Location

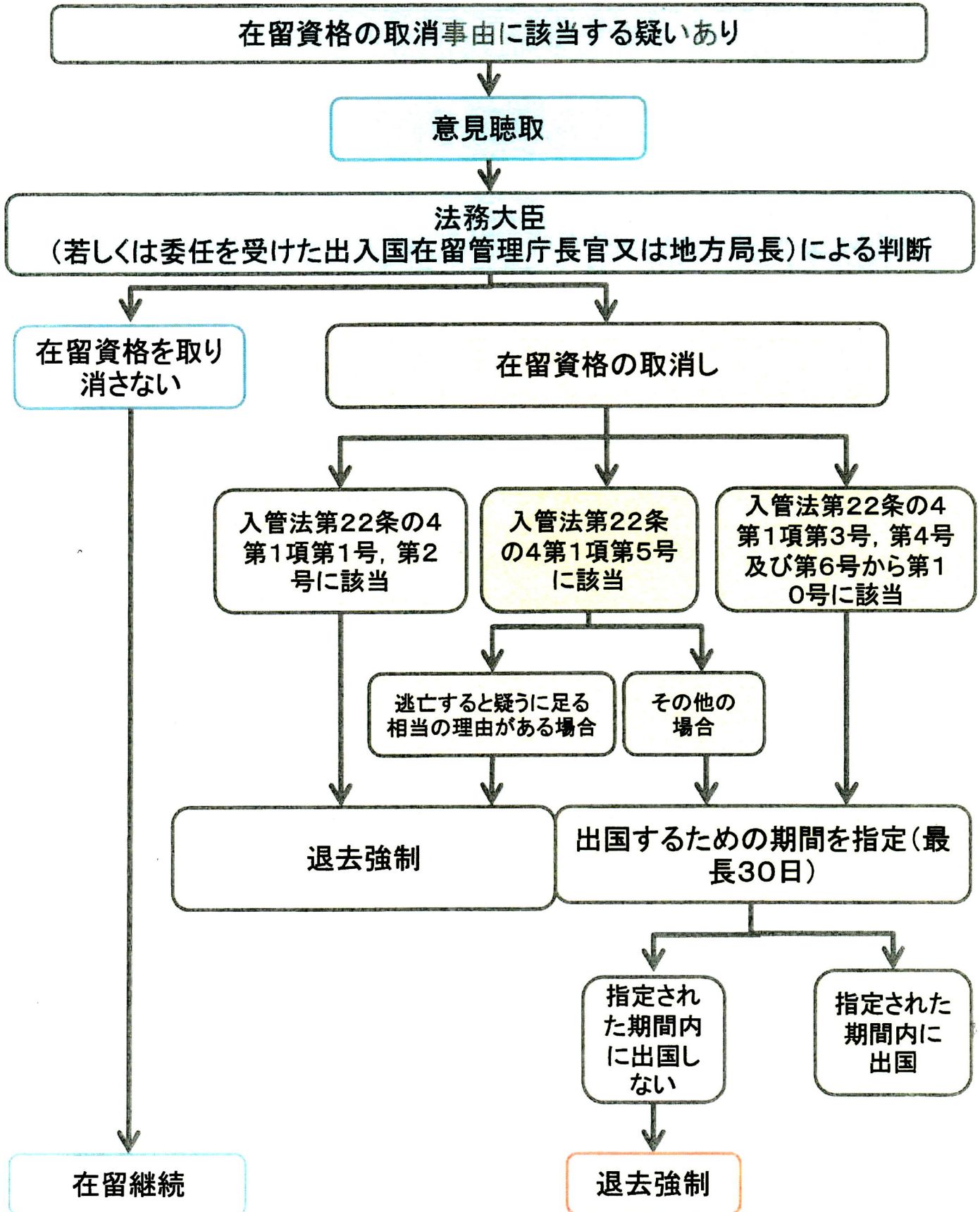
4 参加を求める理由
Reason of request to participation

入国審査官（意見聴取担当入国審査官）
Immigration Officer (Hearing Official)

署名
Signature

(注) 意見の聴取の期日に出頭する際は、本状を持参してください。

在留資格取消手続の流れ



参考様式

